

頁	旧	新	備考
	<p>静岡市地域防災計画 (令和<u>7</u>年1月修正) 共通対策編</p>	<p>静岡市地域防災計画 (令和<u>8</u>年1月修正) 共通対策編 <u>【修正案】</u></p>	

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧		新	備考	
共通 1	<b>第1章 総則</b>		<b>第1章 総則</b>		
共通 1	<b>第1節 (略)</b>		<b>第1節 (略)</b>		
共通 3	<b>第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> 1～4 (略) 5 指定地方行政機関		<b>第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> 1～4 (略) 5 指定地方行政機関		
	総務省 東海総合通信局	(略)	総務省 東海総合通信局	(略)	
	(新設)	(新設)	<u>総務省中部管区行政評価局</u> <u>(静岡行政監視行政相談センター)</u> <u>ア 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開放</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設</u>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（指定地方行政機関の追加 令和7年6月10日付け内閣府告示第97号）	
	財務省 東海財務局 (静岡財務事務所)	(略)	財務省 東海財務局 (静岡財務事務所)	(略)	
共通 4	農林水産省 関東農政局 (静岡県拠点)	食料需給に関する情報収集及び災害における関係機関、団体の被災状況の把握	農林水産省 関東農政局 (静岡県拠点)	<u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</u> <u>ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急</u>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（農林水産省震災対応マニュアルを踏まえた修正）

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧		新		備考
共通4				<p><u>対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u></p> <p><u>イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u></p> <p><u>ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u></p> <p><u>エ その他農林水産本省各局長、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u></p>	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	国土交通省 中部地方整備局 (静岡河川事務所) (富士砂防事務所) (静岡国道事務所) (清水港湾事務所) 国土交通省 関東地方整備局	(略) (1) (略) (2) 初動対応 ア (略) イ 地方整備局災害対策本部等の指示により <u>情報連絡員（リエゾン）</u> 及び緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急	国土交通省 中部地方整備局 (静岡河川事務所) (富士砂防事務所) (静岡国道事務所) (清水港湾事務所) 国土交通省 関東地方整備局	(略) (1) (略) (2) 初動対応 ア (略) イ 地方整備局災害対策本部等の指示により、 <u>緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）</u> 等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するた	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（農林水産省震災対応マニュアルを踏まえた修正）

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧		新		備考
共通4	(甲府河川国道事務所)	<p>車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 応急・復旧</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 自治体からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付け</p> <p><u>(ただし、緊急災害対策派遣隊（T E C-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う)</u></p> <p>カ (略)</p>	(甲府河川国道事務所)	<p>め、関係機関と調整を図りつつ、<u>道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき</u>、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 応急・復旧</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 自治体からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付け</p> <p>カ (略)</p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（道路啓開の策定主体を記載（道路法第二十二条））
	(略)	(略)	(略)		法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（災害対策用派遣機械の運用を踏まえた修正）
	気象庁 東京管区気象台 (静岡地方気象台)	(略)	気象庁 東京管区気象台 (静岡地方気象台)	(略)	
	海上保安庁 第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害応急対策</p> <p>ア～サ (略)</p> <p>シ <u>巡視</u>船艇による主要港湾等の被害調査</p> <p>(3) (略)</p>	海上保安庁 第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 灾害応急対策</p> <p>ア～サ (略)</p> <p>シ 船艇による主要港湾等の被害調査</p> <p>(3) (略)</p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（表現の適正化）
共通6					

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧		新		備考
共通 6	(略)		(略)		
共通 7	<b>6 指定公共機関</b> (略)	(略)	<b>6 指定公共機関</b> (略)	(略)	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（県計画の修正に伴うもの（社名変更による修正））
	東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(略)	東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(略)	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（県計画の修正に伴うもの（社名変更による修正））
	<u>西日本電信電話</u> 株式会社 (静岡支店) 株式会社 NTTドコモ 東海支社（静岡支店）	(1)～(2) (略) (3) 気象警報の伝達（ <u>西日本電信電話</u> 株式会社静岡支店） (4)、(5) (6) 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web171 及び災害伝言板、 <u>災害用音声お届けサービスの提供</u>	<u>NTT西日本</u> 株式会社 (静岡支店) 株式会社 NTTドコモ 東海支社 (静岡支店)	(1)、(2) (略) (3) 気象警報の伝達（ <u>NTT西日本</u> 株式会社静岡支店） (4)、(5) (略) (6) 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web171 及び災害伝言板	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（県計画の修正に伴うもの（社名変更による修正））
	(略)		(略)		法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（県計画の修正に伴うもの（サービス終了に伴う修正））
共通 12	7～11 (略) <b>第3節 市の概況</b> 1 自然的条件 (1) 地勢 (略) 市域は、東西 50.62km、南北 83.10km で、総面積 <u>1,411.83 km<sup>2</sup></u> のうち、約 76%が森林で占められている。市域の大部分は山間地であり、北部を南流する		7～11 (略) <b>第3節 市の概況</b> 1 自然的条件 (1) 地勢 (略) 市域は、東西 50.62km、南北 83.10km で、総面積 <u>1,411.93 km<sup>2</sup></u> のうち、約 76%が森林で占められている。市域の大部分は山間地であり、北部を南流する		時点修正

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>大井川の上流部、市域の中央部を南流する安倍川（流域面積 567 km<sup>2</sup>、流路延長約 51 km、平均勾配約 4.0%）及びその支流（中河内川、藁科川等）、長尾川を含む巴川（流域面積 105 km<sup>2</sup>、流路延長約 18 km、平均勾配約 0.3%）、蒲原地区の東側には沖積低地等の平坦地は僅かしかない。市域の総面積から森林面積を差し引いた可住地面積は 330.64 km<sup>2</sup>（約 23%）である。</p> <p>（略）</p> <p>（2）（略）</p>	<p>大井川の上流部、市域の中央部を南流する安倍川（流域面積 567 km<sup>2</sup>、流路延長約 51 km、平均勾配約 4.0%）及びその支流（中河内川、藁科川等）、長尾川を含む巴川（流域面積 105 km<sup>2</sup>、流路延長約 18 km、平均勾配約 0.3%）、蒲原地区の東側には沖積低地等の平坦地は僅かしかない。市域の総面積から森林面積を差し引いた可住地面積は 330.64 km<sup>2</sup>（約 23%）である。</p> <p>（略）</p> <p>（2）（略）</p>	
共通 13	<p>（3）気候</p> <p>（略）</p>	<p>（3）気候</p> <p>（略）</p>	
共通 14	<p>降水量は、静岡地方気象台によれば、平野部で年間 2,300 mm程度であり、晩春から初秋にかけて多く、冬季は少ない。最近は温暖化の影響もあり大雨と少雨が顕著に現れる傾向にあり、平成 10 年は年間降水量が 3,399 mm と日本有数の多雨地帯並の降水量を記録した。山間部では井川や梅ヶ島など年間降水量が 3,000 mm 前後で、全国的にみても雨の多い地域といえる。平野部と山間部の降り方は異なることが多く、平成 12 年 9 月 11～12 日の台風第 14 号と秋雨前線の影響による降雨では、ほぼ一日で山間部では 500～600 mm、平野部では 150 mm 程度であった。</p> <p>（略）</p>	<p>降水量は、静岡地方気象台によれば、平野部で年間 2,300 mm程度であり、晩春から初秋にかけて多く、冬季は少ない。最近は温暖化の影響もあり大雨と少雨が顕著に現れる傾向にあり。山間部では井川や梅ヶ島など年間降水量が 3,000 mm 前後で、全国的にみても雨の多い地域といえる。平野部と山間部の降り方は異なることが多く、平成 12 年 9 月 11～12 日の台風第 14 号と秋雨前線の影響による降雨では、ほぼ一日で山間部では 500～600 mm、平野部では 150 mm 程度であった。</p> <p>（略）</p>	記載内容の整理
共通 14	<p>2 社会的条件</p> <p>（1）人口</p>	<p>2 社会的条件</p> <p>（1）人口</p>	

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 14	<p>本市の人口は、令和<u>6</u>年12月末の住民基本台帳によると、<u>672,775</u>人、<u>327,008</u>世帯である。</p> <p>(2) 建物</p> <p>令和<u>5</u>年1月1日現在の本市の建物棟数は、課税家屋総数は約32万<u>5</u>千棟（固定資産課税台帳登録数）で、この内およそ7割が木造家屋となっている。特に木造家屋の密集している地域は、横内、新通、安西、西豊田、中田及び田町地区などである。これら木造家屋の密集地域には、工場、事業所などが混在している箇所も多くあり、災害の危険性を助長している。</p> <p>現在、本市には、デパート、映画館、旅館、遊技場等の不特定多数の人々が利用する施設（特定防火対象物）は、大小合わせて5,897か所（令和6年3月31日現在）あり、また、高さ31mを超える建築物は279棟（令和6年3月31日現在）ある。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 道路</p> <p>本市内の道路は、高速自動車道3路線（東名高速道路、新東名高速道路、中部横断自動車道）約87km、直轄国道2路線（1号、52号）約81km、一般国道3路線（149号、150号、362号）約55km、県道35路線約465km、市道10,596路線約2,851km、総延長約3,539kmとなっている。</p> <p>市内で交通量の多い道路は、国道1号（静岡駅前付近で約32,600台/日、清水区江尻大和付近で約</p>	<p>本市の人口は、令和<u>7</u>年12月末の住民基本台帳によると、<u>667,503</u>人、<u>329,277</u>世帯である。</p> <p>(2) 建物</p> <p>令和<u>7</u>年1月1日現在の本市の建物棟数は、課税家屋総数は約32万<u>3</u>千棟（固定資産課税台帳登録数）で、この内およそ7割が木造家屋となっている。特に木造家屋の密集している地域は、横内、新通、安西、西豊田、中田及び田町地区などである。これら木造家屋の密集地域には、工場、事業所などが混在している箇所も多くあり、災害の危険性を助長している。</p> <p>現在、本市には、デパート、映画館、旅館、遊技場等の不特定多数の人々が利用する施設（特定防火対象物）は、大小合わせて<u>5,924</u>か所（令和<u>7</u>年3月31日現在）あり、また、高さ31mを超える建築物は<u>281</u>棟（令和<u>7</u>年3月31日現在）ある。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 道路</p> <p>本市内の道路は、高速自動車道3路線（東名高速道路、新東名高速道路、中部横断自動車道）約87km、直轄国道2路線（1号、52号）約81km、一般国道3路線（149号、150号、362号）約55km、県道35路線約465km、市道10,596路線約2,851km、総延長約3,539kmとなっている。</p> <p>市内で交通量の多い道路は、国道1号（静岡駅前付近で約32,600台/日、清水区江尻大和付近で約</p>	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p>

## 令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 14	<p>18,700 台/日)、国道 150 号 (南安倍川橋付近で約 35,600 台/日、清水区駒越東町付近で約 27,300 台/日)、東名高速道路 (清水 I C～日本平久能山スマート I C で約 33,000 台/日)、新東名高速道路 (新清水 J C T～新静岡 I C で約 <u>64,000</u> 台/日)、中部横断自動車道 (富沢 I C～新清水 J C T で約 <u>6,500</u> 台/日) である。</p> <p>(4) 橋りょう 本市域の道路にかけられている橋りょうは、令和7年3月現在で <u>2,614</u> 橋である。</p> <p>(5) 鉄道 本市内を通る鉄道は、東海道新幹線、東海道本線（JR）及び私鉄の静岡鉄道・大井川鐵道である。県都である本市は、行政及び商業の中心として重要な位置を占めており、鉄道利用者の1日平均の乗客数は、JR静岡駅で約 7.9 万人、静岡鉄道新静岡駅で約 1.4 万人である。</p>	<p>18,700 台/日)、国道 150 号 (南安倍川橋付近で約 35,600 台/日、清水区駒越東町付近で約 27,300 台/日)、東名高速道路 (清水 I C～日本平久能山スマート I C で約 33,000 台/日)、新東名高速道路 (新清水 J C T～新静岡 I C で約 <u>54,300</u> 台/日)、中部横断自動車道 (富沢 I C～新清水 J C T で約 <u>4,300</u> 台/日) である。</p> <p>(4) 橋りょう 本市域の道路にかけられている橋りょうは、令和7年3月現在で <u>2,611</u> 橋である。</p> <p>(5) 鉄道 本市内を通る鉄道は、東海道新幹線、東海道本線（JR）及び私鉄の静岡鉄道・大井川鐵道である。県都である本市は、行政及び商業の中心として重要な位置を占めており、鉄道利用者の1日平均の乗客数は、JR静岡駅で約 7.9 万人、静岡鉄道新静岡駅で約 1.4 万人である。</p>	時点修正 時点修正
共通 15	<b>第4節 予想される災害と地域</b>  1～9 (略)	<b>第4節 予想される災害と地域</b>  1～9 (略)	
共通 17	10 火山 (略)  表 1-3 静岡市の噴火活動に起因する現象	10 火山 (略)  表 1-3 静岡市の噴火活動に起因する現象	

# 令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧		新	備考
共通 18	現象	第6次避難対象エリア	現象	第6次避難対象エリア
	(略)	(略)	(略)	(略)
	融雪型火山泥流	<到達範囲>富士川内（市街には到達しない） <到達時間> (略)	融雪型火山泥流	<到達範囲>富士川内 <u>の堤外</u> （市街 <u>地側</u> には到達しない） <到達時間> (略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
		11～19 (略)		11～19 (略)
共通 21	<b>第2章 災害予防計画</b>		<b>第2章 災害予防計画</b>	
	この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害時における被害の軽減を図ることを目的とする。		この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置に加え、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備について定める。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するとともに、国等と連携し、地域防災力の向上に努める。	
	(略) ・市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、 <u>必要に応じて</u> 、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価 <u>を踏まえ</u> 、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。		(略) ・市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、 <u>都市的</u> <u>土地利用の誘導を検討するに当たっては</u> 、 <u>豪雨</u> 、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価 <u>のほか</u> 、 <u>その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断すること</u> し、 <u>必要に応じて</u> 、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。	
	(略)		(略)	

## 令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 21	<p><b>第1節 海岸・港湾・漁港等災害予防計画</b> (略)</p> <p>1 (略)</p>	<p><b>第1節 海岸・港湾・漁港等災害予防計画</b> (略)</p> <p>1 (略)</p>	
共通 22	<p>2 港湾・漁港保全 (略)</p> <p>・港湾管理者は、<u>近年の高波災害や気候変動を踏まえ、</u>耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行う<u>ものとする。また、</u><u>関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p><b>第2、3節 (略)</b></p>	<p>2 港湾・漁港保全 (略)</p> <p>・港湾管理者は、<u>官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により、護岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進するとともに、防波堤等の耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p><b>第2、3節 (略)</b></p>	<p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（「港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示」等改定（令和6年4月））</p>
共通 27	<p><b>第4節 断水対策</b></p> <p>1 飲料水および生活用水の確保</p> <p>(1) 水道施設の整備</p> <p>・市は、大規模災害時に備え、取水施設から<u>病院、</u><u>公共施設、</u>避難所等の重要施設までの線的耐震化を段階的に進めることで、災害時であっても安定して水を供給できる体制の確保に努める。</p>	<p><b>第4節 断水対策</b></p> <p>1 飲料水および生活用水の確保</p> <p>(1) 水道施設の整備</p> <p>・市は、大規模災害時に備え、取水施設から<u>災害拠点病院、災害対策本部等が設置される公共施設、</u>避難所等の重要施設までの線的耐震化を段階的に進めることで、災害時であっても安定して水を供給できる体制の確保に努める。</p>	<p>記載内容の整理</p>

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 30	<p>・ (略)          (2) (略)          2、3 (略)</p> <p><b>第5、6節 (略)</b></p> <p><b>第7節 都市の防災構造化計画</b>          (略)</p> <p>・市は、<u>発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため</u>、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努める。</p> <p>1～13 (略)</p>	<p>・ (略)          (2) (略)          2、3 (略)</p> <p><b>第5、6節 (略)</b></p> <p><b>第7節 都市の防災構造化計画</b>          (略)</p> <p>・市<u>及び県は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう</u>、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定<u>等の復興事前準備</u>に努める<u>ものとする</u>。</p> <p>1～13 (略)</p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（復興事前準備の推進に関する修正）
共通 33	<p><b>第8節 通信施設等整備計画</b>          (略)</p> <p>1 通信方法等          (略)</p> <p>市及び県は、通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</p> <p>(1)、(2) (略)</p>	<p><b>第8節 通信施設等整備計画</b>          (略)</p> <p>1 通信方法等          (略)</p> <p>市及び県は、通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</p> <p><u>また、市、県及び防災関係機関は、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。</u></p> <p>(1)、(2) (略)</p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（能登半島地震の報告書を踏まえた修正）

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 34	<p>2, 3 (略)</p> <p>4 被災者等への情報伝達手段の整備 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、災害時に孤立が予想される地域について、<u>衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。</u></li> </ul> <p>・(略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>2, 3 (略)</p> <p>4 被災者等への情報伝達手段の整備 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、災害時に孤立が予想される地域について、<u>地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と市との双方方向の情報連絡体制の確保を推進する。</u></li> </ul> <p>・(略)</p> <p>5 (略)</p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（能登半島地震の報告書を踏まえた修正）
共通 34	<b>第9節 火災予防計画</b> (略)	<b>第9節 火災予防計画</b> (略)	
共通 34	<p>1 消防体制の整備 (1)～(6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>1 消防体制の整備 (1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 通信手段の確保</u> <u>市は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。</u></p> <p>2 (略)</p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正）
共通 36	<p>3 林野火災対策の推進 (略)</p> <p>(1) <u>防火思想</u>の普及 <u>林野火災予防のため、林野所有者、林野周辺住民及び入山者等に対して、各種広報媒体の活用等によ</u></p>	<p>3 林野火災対策の推進 (略)</p> <p><u>(2) へ移設</u></p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正）

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 36	<p><u>り、防火意識の高揚を図る。</u></p> <p>(2) 林野火災の予防指導 林野所有者に対し、火災予防条例に基づく届出及び火災警報発令中における火の使用制限等、林野火災の予防指導の徹底を図る。</p> <p>(3) 火災防ぎよ体制の整備 消防ヘリコプターによる災害対応拠点の確保や、消防団及び林野所有者等と連携した消防訓練及び研修会を実施するほか、消火資機材等の整備を行い地域の実情に即した防ぎよ体制の確立を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1) から移設</u></p>	<p><u>(5) へ移設</u></p> <p><u>(6) へ移設</u></p> <p><u>(1) 事前の準備</u></p> <p>ア <u>市及び県は、関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努めるものとする。</u></p> <p>イ <u>気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること等に留意して備えを行う必要があることから、消防機関を始めとする市及び県は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 防災知識の普及啓発</u></p> <p>ア <u>市及び県は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることに鑑み、静岡県山火事予防運動等の機会や、ポスター、チラシ、広報紙、回覧、啓発物品、</u></p>	<p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正）</p>

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 36	(新設)	<p><u>SNS 等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知を行うとともに、山火事予防運動期間中、県、市町を、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進するものとする。</u></p> <p><u>その際、枯れ草等のある火災が起りやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。</u></p> <p><u>イ 市及び県は、県の置かれた自然条件等についての住民の正しい理解を得るために、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 市及び県は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るために、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。</u></p> <p><u>(3) 警戒の強化</u></p> <p><u>ア 市及び県は、火入れの許可申請の徹底やたき</u></p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正）

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 36	(新設)	<p><u>火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。</u></p> <p><u>イ 市及び県は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 消火活動関係</u></p> <p><u>ア 消防機関は、林野火災を想定した消防体制や林野火災防ぎよ隊形図のほか、飛び火警戒を含めた要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>イ 市又は県は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。</u></p> <p><u>ウ 市及び県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進するものとする。</u></p> <p><u>エ 林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、市は消防団について、消防局等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、</u></p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正）

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 36	<p><u>(2) から移設</u></p> <p><u>(3) から移設</u></p>	<p><u>悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。</u></p> <p><u>オ 市及び県は、水利が限られる山間地での消防活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。</u></p> <p><u>(5) 林野火災の予防指導</u></p> <p><u>市は、林野所有者等に対し、火災予防条例に基づく届出及び火災警報発令中における火の使用制限等、林野火災の予防指導の徹底を図る。</u></p> <p><u>(6) 火災防ぎよ体制の整備</u></p> <p><u>市は、消防ヘリコプターによる災害対応拠点の確保や、消防団及び林野所有者等と連携した消防訓練及び研修会を実施するほか、消火資機材等の整備を行い地域の実情に即した防ぎよ体制の確立を図る。</u></p>	<p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正）</p>
共通 36	<p>第 10 節 防災関係施設及び設備の整備計画 (略)</p> <p>1～2 (略)</p>	<p>第 10 節 防災関係施設及び設備の整備計画 (略)</p> <p>1～2 (略)</p>	
共通 37	<p>3 避難関係 (略)</p> <p>(1) 避難場所 (略)</p>	<p>3 避難関係 (略)</p> <p>(1) 避難場所 (略)</p>	

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 39	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 風水害緊急避難場所等</p> <p>大雨や台風等により洪水、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）、内水氾濫の危険性が高まった場合に生命を守るために一時的に避難する場所を指定する。また、市は、<u>民間事業者の協力のもと、</u>車両の水没等を防ぐことを目的とした<u>水害時緊急避難</u>駐車場の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難所（指定避難所）</p> <p>(略)</p> <p>指定にあたっては、災害に対し安全な建物で生活関連物資を被災者等に配付することができる場所を基本とし、避難者1人あたりの面積がおおむね<u>3m<sup>2</sup></u>以上あり、100名以上受入可能な施設とする。</p> <p>(略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 上下水道関係</p> <p>(1) 上水道施設</p> <p><u>市民の日常生活に直結する上水道は、</u>災害時においても最低限の給水機能が確保できるよう取水場、浄水施設等、主要な施設について<u>補強及び防護施設の整備に努めるとともに、</u>非常用の補助動力施設・</p>	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 風水害緊急避難場所等</p> <p>大雨や台風等により洪水、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）、内水氾濫の危険性が高まった場合に生命を守るために一時的に避難する場所を指定する。また、市は、車両の水没等を防ぐことを目的とした駐車場の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難所（指定避難所）</p> <p>(略)</p> <p>指定にあたっては、災害に対し安全な建物で生活関連物資を被災者等に配付することができる場所を基本とし、避難者1人あたりの面積がおおむね <u>3.5m<sup>2</sup></u>以上あり、100名以上受入可能な施設とする。</p> <p>(略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 上下水道関係</p> <p><u>市は、市民の日常生活に直結する上下水道が、災害時においても給水機能及び排水機能を確保できるよう、上下水道一体となった整備に努める。</u></p> <p>(1) 上水道施設</p> <p><u>市は、災害時においても最低限の給水機能を確保するため、</u>取水場、浄水施設、<u>管路等の</u>主要な施設について、<u>災害拠点病院、災害対策本部等が設置される公共施設、避難所等の重要施設までの線的耐震</u></p>	<p>記載内容の整理</p> <p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（避難所に関する取組指針・ガイドラインの改訂を踏まえた修正（「スフィア基準」を踏まえた修正））</p> <p>記載内容の整理（線的耐震化に係る内容の追加、上水道施設と下水道施設の文章表現の統一など）</p>

頁	旧	新	備考												
共通 40	<p><u>装備の促進を図る。</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) 下水道施設</p> <p>災害時に<u>おける</u>下水処理機能<u>並びに</u>排水機能の<u>確保を図る</u>ため、管きょ、ポンプ場、浄化センター等（以下「下水道」という。）の施設の改善及び整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p><b>第 11 節 危険物施設保安計画</b></p> <p>市内における危険物製造所等の現状を把握して、災害時ににおける危険物の応急対策についての円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図る。</p> <p>1 施設の現況</p> <p>危険物製造所等の施設現況は、次のとおりである。</p> <p>表 2-1 危険物製造所等施設現況（令和<u>6</u>年3月31日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>施設数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 製造所</td><td><u>3 6</u></td></tr> <tr> <td>2 貯蔵所</td><td>屋内 3 5 8 屋外 <u>5 5</u></td></tr> </tbody> </table>	種別	施設数	1 製造所	<u>3 6</u>	2 貯蔵所	屋内 3 5 8 屋外 <u>5 5</u>	<p><u>化を進める</u>とともに、<u>施設の補強並びに防護施設及び非常用の補助動力施設の整備に努める。</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) 下水道施設</p> <p>市は、災害時に<u>おいても</u>下水処理機能<u>及び</u>排水機能<u>を確保する</u>ため、管きょ、ポンプ場、浄化センター等（以下「下水道」という。）の<u>主要な施設について、災害拠点病院、災害対策本部等が設置される公共施設、避難所等の重要施設までの線的耐震化を進めるとともに、施設の改善及び整備に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p><b>第 11 節 危険物施設保安計画</b></p> <p>市内における危険物製造所等の現状を把握して、災害時ににおける危険物の応急対策についての円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図る。</p> <p>1 施設の現況</p> <p>危険物製造所等の施設現況は、次のとおりである。</p> <p>表 2-2 危険物製造所等施設現況（令和<u>7</u>年3月31日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>施設数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 製造所</td><td><u>3 7</u></td></tr> <tr> <td>2 貯蔵所</td><td>屋内 3 5 8 屋外 <u>5 6</u></td></tr> </tbody> </table>	種別	施設数	1 製造所	<u>3 7</u>	2 貯蔵所	屋内 3 5 8 屋外 <u>5 6</u>	
種別	施設数														
1 製造所	<u>3 6</u>														
2 貯蔵所	屋内 3 5 8 屋外 <u>5 5</u>														
種別	施設数														
1 製造所	<u>3 7</u>														
2 貯蔵所	屋内 3 5 8 屋外 <u>5 6</u>														
			時点修正												

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧			新			備考
	(タンク)	屋外	302	(タンク)	屋外	302	
		屋内	85		屋内	83	
		地下	229		地下	229	
		簡易	1		簡易	1	
		移動	403		移動	422	
	3 取扱所	給油	298	3 取扱所	給油	297	
		第1種販売	6		第1種販売	6	
		第2種販売	0		第2種販売	0	
		移送	5		移送	5	
		一般	241		一般	244	
共通 41	2～4 (略)			2～4 (略)			
共通 43	第12節 (略)			第12節 (略)			
共通 45	第13節 住民の避難誘導体制 (略)			第13節 住民の避難誘導体制 (略)			
	1 避難誘導体制の概要 (1)、(2) (略)			1 避難誘導体制の概要 (1)、(2) (略)			
	(3) 避難所以外の避難者の支援 ア (略)			(3) 避難所以外の避難者の支援 ア (略)			
	イ 在宅避難者等への支援方策 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所 のみで避難者等を受け入れることが困難となる場			イ 在宅避難者等への支援方策 市は、 <u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難</u> <u>所として位置付けた避難所についても、あらかじ</u>			法令の改正及び国基本 計画等の修正に伴うも

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>合に備えて、地区支部において在宅避難者等の支援を行う等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4) ~ (8) (略)</p>	<p><u>め情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、地区支部において在宅避難者等の支援を行う等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(4) ~ (8) (略)</p>	の（能登半島地震の報告書を踏まえた修正）
共通 49	<p><b>第14節 防災訓練計画</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第14節 防災訓練計画</b></p> <p>(略)</p>	
共通 51	<p>1 ~ 3 (略)</p> <p>4 訓練時における交通規制</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1 ~ 3 (略)</p> <p>4 訓練時における交通規制</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 県警察による交通規制</u></p> <p><u>県警察は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で道路交通法に基づく交通規制を実施することができる。</u></p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（県計画の修正に伴う修正）
共通 51	<p><b>第15節 物資及び資機材の備蓄と調達先の確保</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>第15節 物資及び資機材の備蓄と調達先の確保</b></p> <p>(略)</p> <p><u>・市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-P L o）を用いて備蓄状況を確認するとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</u></p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（新物資システム（B-P L o）の運用開始に伴う修正）

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 51	<p>1 <u>災害救護用</u>物資の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、災害時において、被災者に対し速やかに必要な食料、衣類、寝具、その他の生活必需品を供給できるよう、ビスケット、アルファ化米等の非常食料、毛布、その他の生活必需品を備蓄する。</li> </ul>	<p>1 物資の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄し、これらの物資の備蓄状況について、広く市民に公表する。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（原則5日間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すように努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもに配慮する。</li> <li>県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、トイレカーやキッチンカー等の市町の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努める</li> </ul>	<p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（災対法改正（地方公共団体の備蓄状況の公表）に伴う修正）</p> <p>静岡市の取組を反映したもの（国の「プッシュ型支援」を踏まえた物資の調達・供給の見直しに伴う修正）</p>

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 51	<ul style="list-style-type: none"> <li>（略）</li> </ul>	<p><u>ものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（略）</li> </ul>	
共通 52	<p>2 協定による災害救護用物資の確保</p> <p>災害時には年齢、性別、身体状況、被災状況などにより、様々な物資の需要が発生する。これらの需要に対応するためには、民間事業者の協力が不可欠であることから、物資供給協定を締結して円滑な物資の確保に努める。</p>	<p>2 協定による物資の確保</p> <p><u>災害時には年齢、性別、身体状況、被災状況などにより、様々な物資の需要が発生する。これらの需要に対応するためには、民間事業者の協力が不可欠であることから、物資供給協定を締結して円滑な物資の確保に努める。</u></p> <p><u>災害時の応急対策は、短時間で大量の作業を行う必要がある。作業効率を上げるためにには、必要なとき、必要な場所に必要な種類の資機材が必要な量だけ揃っていることが重要なことから、民間事業者と資機材供給協定を締結して円滑な確保に努める。</u></p> <p><u>災害時に緊急に調達するものについては、取扱業者又は建設業者、調達方法等を明確にしておく。</u></p> <p><u>市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。</u></p>	記載位置の整理（節内での記載箇所の整理）
共通 52	<p>3 （略）</p> <p>4 協定による物資及び資機材の確保</p> <p><u>災害時の応急対策は、短時間で大量の作業を行う必要がある。作業効率を上げるためにには、必要なとき、必要な場所に必要な種類の資機材が必要な量だけ揃って</u></p>	<p>3 （略）</p> <p>4 調達・輸送手段の整備</p> <p><u>市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる</u></p>	記載位置の整理（3章、第9節、8「物資調達・輸送調達等支援システム」から移設）

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 52	<p><u>いることが重要であるから、民間事業者と資機材供給協定を締結して円滑な確保に努める。</u></p> <p><u>・災害時に緊急に調達するものについては、取扱業者又は建設業者、調達方法等を明確にしておく。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>・特に、交通の途絶により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ヘリコプターや無人航空機等の輸送手段を確保するものとする。</u></p> <p><u>5 新物資システム（B-P L o）の活用</u></p> <p><u>・市は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。</u></p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（災対法改正（地方公共団体の備蓄状況の公表）、新物資システム（B-P L o）の運用開始に伴う修正）
共通 52	<p>第 16 節 自主防災組織の体制強化 (略)</p> <p>1～7 (略)</p>	<p>第 16 節 自主防災組織の体制強化 (略)</p> <p>1～7 (略)</p>	
共通 54	<p>8 自主防災組織と消防団との連携</p> <p>災害時に自主防災組織と消防団が連携した災害活動ができるよう、平時から合同で訓練を実施するなど、組織間の連携や人的な交流等を積極的に行うことで、地域防災力の向上を図る。</p>	<p>8 自主防災組織と消防団との連携</p> <p>災害時に自主防災組織<u>や防災士等の多様な主体</u>と消防団が連携した災害活動ができるよう、平時から合同で訓練を実施するなど、組織間の連携や人的な交流等を積極的に行うことで、地域防災力の向上を図る。</p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（能登半島地震の報告書を踏まえた修正）

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 54	第17～18節 (略)	第17～18節 (略)	
共通 56	第19節 要配慮者対策 (略) 1 (略) 2 要配慮者支援体制の整備 (1) 要配慮者支援体制 ・市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び <u>平常時</u> から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障がいのある人の団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、 <u>避難支援計画の策定</u> 等要配慮者の避難支援体制を整備する。 (略) (2) (略) (3) 避難行動要支援者名簿の作成等 ア 名簿の作成 市は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿等を市が保有する健康福祉に関する情報をもとに調	第19節 要配慮者対策 (略) 1 (略) 2 要配慮者支援体制の整備 (1) 要配慮者支援体制 ・市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び <u>平時</u> から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障がいのある人の団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、 <u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</u> 等要配慮者の避難支援体制を整備する。 (略) (2) (略) (3) 避難行動要支援者名簿の作成等 ア 名簿の作成 ・市は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿等を市が保有する健康福祉に関する情報をもとに調	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」改定に伴う修正）
共通 57			

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 57	<p>査等を行い、本人の同意を得て作成する。<u>なお、名簿等の作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に活用する。</u></p> <p><u>また、</u> 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(4) 個別避難計画</p> <p>ア 計画の作成・更新 (略)</p> <p>・<u>個別避難計画の作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に活用する。</u></p>	<p>もとに調査等を行い、本人の同意を得て作成する。</p> <p><u>・市は、</u> 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(4) 個別避難計画</p> <p>ア 計画の作成・更新 (略)</p> <p>・<u>市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。</u></p>	<p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（記載内容の整理（被災者支援システムに係る記載の統合））</p> <p>※P31 へ統合</p> <p>記載内容の整理</p>
共通 58	<p>(略)</p>	(略)	<p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（記載内容の整理（被災者支援システムに係る記載の統合））</p> <p>※P31 へ統合</p> <p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（能登半島地震の報告書を踏まえた修正）</p>

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 58	<p>イ～エ (略)</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) 観光客の安全確保 市は、県、事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客への安全対策を促進する。</p> <p>(10) (略)</p>	<p>イ～エ (略)</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) 観光客等の安全確保 市は、県、事業者等と連携し、外国人を含めた観光客等の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客等への安全対策を促進する。</p> <p>(10) (略)</p>	記載内容の整理（観光客以外の来訪者も含むよう「等」を追記）
共通 59	<b>第 20 節 災害ボランティア活動の環境整備と啓発</b> (略)	<b>第 20 節 災害ボランティア活動の環境整備と啓発</b> (略)	
共通 59	<p>1 環境整備 (略)</p> <p>また、県及び災害中間支援組織（N P O ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化に努める。</p>	<p>1 環境整備 (略)</p> <p>また、県及び災害中間支援組織（N P O ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化に努めるとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努める。</p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（災対法改正（被災者援護協力団体の登録制度）に伴う修正）
共通 59	<p>2 市民への周知・啓発 市は、（福）静岡市社会福祉協議会と協働して、災害ボランティア活動に対する市民への啓発や、研修・講習会等を通じた災害ボランティアに携わる人材の育成などに取り組む。</p>	<p>2 市民への周知・啓発 市は、（福）静岡市社会福祉協議会と協働して、災害ボランティア活動に対する市民への啓発や、研修・講習会等を通じた災害ボランティアに携わる人材の育成などに取り組む。</p> <p>また、市及び県は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他</p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（災対法改正（ボランティア活動への国民の参加の促進）に伴う修正）

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 59	第 21 節 (略)	のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。	
共通 60	第 22 節 救助・救急活動に関する計画 1、2 (略)	第 21 節 (略) 第 22 節 救助・救急活動に関する計画 1、2 (略)	
共通 60	3 保健医療福祉調整本部の整備  県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「保健医療福祉調整本部」という。）を速やかに設置できるよう体制を整備する。	3 保健医療福祉調整本部の整備  ・県は、大規模災害時に保健医療 <u>福祉</u> 活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「保健医療福祉調整本部」という。）を速やかに設置できるよう体制を整備する。  ・ <u>県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。</u>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（能登半島地震の報告書を踏まえた修正）
共通 60	4 保健医療福祉調整本部の総合調整  市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理、分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。	4 保健医療福祉調整本部の総合調整  市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理、分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制 <u>（県においては災害時保健医療福祉活動システム（D 2 4 H）等のシステム活用体制を含む。）</u> の整備に努める <u>ものとする。</u>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（能登半島地震の報告書を踏まえた修正）
共通 60	第 23 節 防災ヘリポートに関する計画 1、2 (略)	第 23 節 防災ヘリポートに関する計画 1、2 (略)	

頁	旧	新	備考
共通 60	<u>(新設)</u>	<p><b>第 24 節 孤立予想集落対策</b></p> <p><b>【危機、消防】</b></p> <p><u>市は、県と連携し、災害時に孤立が予想される集落について、通信手段の整備状況、ヘリコプター離着陸スペースの確保状況、食料や飲料水の備蓄状況などの実態を調査するとともに、その結果を、県が整備する「孤立予想集落台帳」に反映する。また、県は、同台帳を毎年更新し、自衛隊等の関係機関と共有するとともに、台帳を活用した訓練を定期的に実施するものとする。</u></p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（県計画の修正（県において実施する施策等の反映）に伴う修正）
共通 60	<b>第 24 節 (略)</b>	<b>第 25 節 (略)</b>	
共通 61	<p><b>第 25 節 災害廃棄物処理</b></p> <p>1 災害廃棄物処理計画の策定 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、災害廃棄物の処理に係る国の指針を踏まえ、<u>円滑かつ迅速に</u>災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の<u>あり方</u>等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</li> </ul>	<p><b>第 26 節 災害廃棄物処理</b></p> <p>1 灾害廃棄物処理計画の策定 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、災害廃棄物の処理に係る国の指針を踏まえ、<u>適正かつ円滑・迅速に</u>災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の<u>在り方</u>等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</li> <li><u>市及び県は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実行性の向上に努めるものとする。</u></li> </ul>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（表現の適正化）  法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（「今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 62	<p>(略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p><b>第 26 節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p><b>第 27 節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画</b></p> <p>・(略)</p> <p><u>・県及び港湾管理者は、災害時の海上からの円滑な輸送のため、港湾の防災拠点機能を確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p>えた更なる取組の方向性」を踏まえた修正)</p> <p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（能登半島地震の報告書を踏まえた修正）</p>
共通 63	<p>・(略)</p> <p>・<u>上下水道管理者</u>は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める<u>ものとする。</u></p>	<p>・(略)</p> <p>・<u>市</u>は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。<u>また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくことなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。</u>さらに、個人所有の宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</p>	<p>記載内容の整理</p> <p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（能登半島地震の報告書を踏まえた修正）</p>
共通 63	<p>・ (略)</p> <p><b>第 27 節 災害救助法の適用に関する計画</b></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>第 28 節 被災者の生活支援に関する計画</b></p> <p><u>1 人材育成</u></p> <p><u>(1) 県は市町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</u></p> <p><u>(2) 市は、研修を受講した担当者の名簿への登録、他</u></p>	<p>記載内容に合わせた修正</p>
共通 63			<p>記載内容の整理（県計画の記載内容の追加）</p>

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 63	<p><u>1 災害救助事務の実施に係る体制整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、災害救助法が適用された場合、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図るため、災害救助事務の迅速かつ効率的な実施に必要な体制を整備する。</li> <li>・市は、円滑に災害救助事務を実施するため、平時から災害救助事務マニュアルの整備・確認、罹災証明書の交付手続の確認、被災者生活再建支援システムの活用などに努める。</li> </ul>	<p><u>の地方公共団体や土地家屋調査士、不動産鑑定士等の土業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</u></p> <p><u>2 災害救助事務の実施に係る体制整備</u></p> <p><u>(1) 市は、災害救助法が適用された場合、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図るため、災害救助事務の迅速かつ効率的な実施に必要な体制を整備する。</u></p> <p><u>(2) 市は、円滑に災害救助事務を実施するため、平時から災害救助事務マニュアルの整備・確認、罹災証明書の交付手続の確認、被災者生活再建支援システムの活用などに努める。</u></p> <p><u>(3) 県は、N P Oなど民間のコーディネートを行う災害中間支援組織等との情報共有や課題の解決策の相談・検討を行う「被災者支援連絡会」を設置し、平時から官民の関係者が連携する研修会等を企画、実施するものとする。</u></p> <p><u>(4) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</u></p> <p><u>ア 住家被害の調査及び罹災証明書交付の訓練</u></p> <p><u>イ 他の地方公共団体や、土地家屋調査士や不動産鑑定士等の土業団体その他の民間団体との応援協定の締結</u></p>	<p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（能登半島地震の報告書を踏まえた修正）</p> <p>記載内容の整理（県計画の記載内容の追加）</p>

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 63	<p><u>・</u>市は、災害救助法が適用されない程度の災害であっても、被災者に支援が必要な場合は、速やかに被災者へ支援を行うために必要な体制を整備する。</p> <p>(略)</p>	<p><u>ウ 応援の受入体制の構築</u></p> <p><u>(5)</u> 市は、災害救助法が適用されない程度の災害であっても、被災者に支援が必要な場合は、速やかに被災者へ支援を行うために必要な体制を整備する。</p> <p>(略)</p>	
共通 65	<p><u>2 関係機関との連携体制の構築</u> 市は円滑かつ迅速な被災者の救助を実施するため、国及び県との連携体制を確保するとともに、救助に関する関係機関及び日本赤十字社その他の関係団体との連携体制の確保に努める。</p> <p><u>3 災害救助事務の実施に必要な財源の確保</u> 市は、円滑かつ迅速な被災者の救助を実施するため、災害救助基金等の必要な財政基盤の確保に努める。</p> <p><u>4 被災者生活再建支援システムの活用</u></p> <p>市は、迅速な被災者の生活再建を図るため、被災者生活再建支援システムに関する具体的な運用マニュアルを</p>	<p><u>3 関係機関との連携体制の構築</u> 市は円滑かつ迅速な被災者の救助を実施するため、国及び県との連携体制を確保するとともに、救助に関する関係機関及び日本赤十字社その他の関係団体との連携体制の確保に努める。</p> <p><u>4 災害救助事務の実施に必要な財源の確保</u> 市は、円滑かつ迅速な被災者の救助を実施するため、災害救助基金等の必要な財政基盤の確保に努める。</p> <p><u>5 システムの活用</u></p> <p><u>(1) 市は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。</u></p> <p><u>(2) 市は、迅速な被災者の生活再建を図るため、被災者生活再建支援システムに関する具体的な運用マニ</u></p>	<p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（能登半島地震の報告書を踏まえた修正）</p> <p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（記載内容の整理（被災者支援システムに係る記載の統合））</p> <p>※P24、P25 を集約</p>

## 令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 65	<p>作成し、当該システムを活用した迅速かつ効率的な救助事務の実施に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>ユアルを作成し、当該システムを活用した迅速かつ効率的な救助事務の実施に努める。</p> <p><b>6 災害時対応車両の活用</b></p> <p><u>(1) 国は、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を平時から登録・データベース化し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための環境整備を図るものとする。</u></p> <p><u>(2) 市は、平時から、市が所有する車両のうち、災害時に活用可能なものについて、国のデータベースへの登録を促進するとともに、被災時には、登録・データベース化された車両を活用し、被災者の状況に応じた支援を行うよう努める。</u></p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（キッチンカー・トイレカー等の登録制度を踏ました修正）
共通 65	第 <u>28</u> 節 (略)	第 <u>29</u> 節 (略)	
共通 66	第 <u>29</u> 節 複合災害対策及び連続災害対策	第 <u>30</u> 節 複合災害対策及び連続災害対策	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（「第1次国土強靭化実施中期計画」を踏ました修正）
	<p>1 複合災害及び連続災害への備え</p> <p>市及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。</p> <p>2、3 (略)</p>	<p>1 複合災害及び連続災害への備え</p> <p>市及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。</p> <p>2、3 (略)</p>	
共通 66	第 <u>30</u> 節 (略)	第 <u>31</u> 節 (略)	
共通 67			

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 67	<b>第3章 災害応急対策</b> (略) <b>第1節 この計画を理解し実施するための留意事項</b> <b>[危機]</b> 1 (略) 2 相互協力 (略) • 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。 (略) 3~10 (略) <u>(新設)</u>	<b>第3章 災害応急対策</b> (略) <b>第1節 この計画を理解し実施するための留意事項</b> <b>[危機]</b> 1 (略) 2 相互協力 (略) • 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、 <u>災害</u> 廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。 (略) 3~10 (略) <u>11 活動体制</u> <u>市及び県は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底する。</u>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（県計画の修正に伴う修正（表現の適正化））  法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（能登半島地震の報告書を踏まえた修正）
共通 69	<b>第2節</b> (略)	<b>第2節</b> (略)	
共通 70	<b>第3節 職員の動員計画</b> (略)	<b>第3節 職員の動員計画</b> (略)	
共通 71	1、2 (略) 3 派遣体制の整備 (1)、(2) (略) (3) その他	1、2 (略) 3 派遣体制の整備 (1)、(2) (略) (3) その他	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（能登半島地震の報告書を踏まえた修正）

## 令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 71	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、職員が派遣された被災地において<u>自活するための</u>資機材や装備品等<u>を携帯させるよう留意する。</u></li> </ul> <p><b>第4節 派遣要請計画</b> (略)</p> <p>1～4 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、職員が派遣された被災地において<u>円滑に活動できるよう、</u>資機材や装備品等<u>の整備に努める。</u></li> </ul> <p><b>第4節 派遣要請計画</b> (略)</p> <p>1～4 (略)</p>	
共通 72	<p>5 受入体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、あらかじめ人的応援の受入れに関する受援計画を作成し、応援職員等の受入体制の整備に努める。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>5 受入体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、あらかじめ人的応援の受入れに関する受援計画を作成し、応援職員等の受入体制の整備に努める。</li> <li><u>・県は、市町の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</u></li> </ul> <p>(略)</p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（能登半島地震の報告書を踏まえた修正）
共通 73	<b>第5節 (略)</b>	<b>第5節 (略)</b>	
共通 78	<b>第6節 災害情報処理計画</b> (略)	<b>第6節 災害情報処理計画</b> (略)	
共通 79	<p>1 被害情報の収集・集約</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害情報の集約方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>写真や位置情報により収集した被害情報を一元的に集約・整理するため、AI解析を用いて、被害の種別に応じた情報を分類し、地図画面上でまとめて表示することで、被害の状況を迅速かつ効果的に把握する。</li> </ul>	<p>1 被害情報の収集・集約</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害情報の集約方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>写真や位置情報により収集した被害情報を一元的に集約・整理するため、AI解析を用いて、被害の種別に応じた情報を分類し、地図画面上でまとめて表示することで、被害の状況を迅速かつ効果的に把握する。</li> </ul>	

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 79	<p>2 被害情報の分析・共有</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害情報・対応状況の共有方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の発生状況や分析結果を一元的に地図画面上で共有するとともに、収集・集約した災害事案を災害種別や緊急度、発生場所を一覧化し共有する。</li> </ul> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>・市、県及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災基本情報を新総合防災情報システム（S O B O -W E B）に集約できるよう努めるものとする。</p> <p>2 被害情報の分析・共有</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害情報・対応状況の共有方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の発生状況や分析結果を一元的に地図画面上で共有するとともに、収集・集約した災害事案を災害種別や緊急度、発生場所を一覧化し共有する。</li> </ul> <p>・消防ヘリコプター、無人航空機（ドローン）、高所監視カメラ等から収集した画像情報を、防災 I o T システム等を活用し、関係機関間で迅速に共有するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>3～6 (略)</p>	国、県計画の記載に合わせて追加
共通 81	<p>第7節 災害広報計画</p> <p>(略)</p> <p>1～3</p> <p>4 被災者の安否に関する情報の提供・公表等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するとともに、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県や警察等と連携し、氏名等の</li> </ul>	<p>第7節 災害広報計画</p> <p>(略)</p> <p>1～3</p> <p>4 被災者の安否に関する情報の提供・公表等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、<u>DXを活用するなど</u>、安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するとともに、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県や警</li> </ul>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（防災 I o T システムの運用開始に伴う修正） 静岡市の取組を反映したもの（避難所における生活環境の改善を踏まえた修正）

## 令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 83	<p>公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。</p> <p>・(略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p><b>第8節 災害救助法の適用計画</b></p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 災害救助法が適用される事務</p> <p>災害に際し市における被害が、災害救助法の適用基準（◇資料編6－1）のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。</p> <p>なお、災害救助法に基づく実施事項は◇資料編6－1による。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 被災した住宅の応急修理</p> <p>(8) 学用品の給与</p> <p>(9) 埋葬</p> <p>(10) 死体の搜索</p> <p>(11) 死体の処理</p> <p>(12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	<p>察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。</p> <p>・(略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p><b>第8節 災害救助法の適用計画</b></p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 災害救助法が適用される事務</p> <p>災害に際し市における被害が、災害救助法の適用基準（◇資料編6－1）のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。</p> <p>なお、災害救助法に基づく実施事項は◇資料編6－1による。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><b>(7) 福祉サービスの提供</b></p> <p>(8) 被災した住宅の応急修理</p> <p>(9) 学用品の給与</p> <p>(10) 埋葬</p> <p>(11) 死体の搜索</p> <p>(12) 死体の処理</p> <p>(13) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	<p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（災対法改正及び災害救助法（被災者に対する福祉的支援等の充実）に伴う修正）</p>

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 84	<p>5～7 (略)</p> <p><b>第9節 避難救出計画</b> (略)</p> <p>1～7 (略)</p>	<p>5～7 (略)</p> <p><b>第9節 避難救出計画</b> (略)</p> <p>1～7 (略)</p>	
共通 86	<p><b>8 物資調達・輸送調整等支援システム</b></p> <p>・市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、生活必需品、その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p>・市は、交通の途絶により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ヘリコプターや無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</p> <p>・市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</p> <p>・市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するな</p>	<p><b>(第2章 災害予防計画</b></p> <p><b>第15節 物資及び資機材の備蓄と調達先の確保～移動)</b></p>	記載位置の整理

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 87	<p><u>ど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</u></p> <p><b>9</b> 避難行動要支援者への支援 (略)</p> <p>(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等 ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握 (ア) 安否確認・避難誘導 市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、<u>避難支援</u>計画等に基づき、自主防災組織等の地域の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がいのある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。 (略)</p> <p>(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動 (略)</p> <p>ア 在宅福祉サービスの継続的提供 市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。 その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。</p>	<p><b>8</b> 避難行動要支援者への支援 (略)</p> <p>(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等 ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握 (ア) 安否確認・避難誘導 市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、<u>個別避難</u>計画等に基づき、自主防災組織等の地域の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がいのある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。 (略)</p> <p>(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動 (略)</p> <p>ア 在宅福祉サービスの継続的提供 <u>市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。</u>その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。</p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（表現の適正化）
共通 87			

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 88	<p>イ、ウ (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> 救助</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 救助の種類</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ</u> 被災した住宅の応急修理</p> <p><u>キ</u> 学用品の給与</p> <p><u>ク</u> 埋葬</p> <p><u>ケ</u> 死体の搜索及び処理</p> <p><u>コ</u> 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p><u>12</u>、<u>13</u> (略)</p>	<p>・県は、必要に応じ、被災地域内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。</p> <p>・県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、DWATを避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するものとする。</p> <p>イ、ウ (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> 救助</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 救助の種類</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ</u> 福祉サービスの提供</p> <p><u>キ</u> 被災した住宅の応急修理</p> <p><u>ク</u> 学用品の給与</p> <p><u>ケ</u> 埋葬</p> <p><u>コ</u> 死体の搜索及び処理</p> <p><u>サ</u> 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（災対法改正及び災害救助法（被災者に対する福祉的支援等の充実）に伴う修正）
共通 89	<p><u>14</u> 広域避難・広域一時滞在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、<u>被災</u>区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において</li> </ul>	<p><u>11</u>、<u>12</u> (略)</p> <p><u>13</u> 広域避難・広域一時滞在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、<u>市</u>の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において</li> </ul>	表現の適正化

## 令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 89	<p>て、県内他への受入れについては静岡県及び当該市町に協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>て、県内他<u>市町</u>への受入れについては静岡県及び当該市町に協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。</p> <p><u>・市は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。</u></p> <p>(略)</p>	表現の適正化  法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（災対法改正（広域一時避難における、被災市町村・受入先市町村間の情報連携の推進）に伴う修正
共通 90	<b>第 10 節</b> (略)	<b>第 10 節</b> (略)	
共通 91	<b>第 11 節 避難所運営計画</b>	<b>第 11 節 避難所運営計画</b>	
共通 92	<p>1 (略)</p> <p>2 避難所の開設・運営等 (略)</p> <p>(1) 避難所の開設 市は、避難が必要と判断した場合は、<u>安全な避難所を指定し</u>、周知するとともに、管理するための責任者を速やかに派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 避難所の開設・運営等 (略)</p> <p>(1) 避難所の開設 市は、避難が必要と判断した場合は、<u>避難所における使用上の安全性を確認した上で、住民等に周知</u>するとともに、管理するための責任者を速やかに派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。</p> <p><u>なお、非常に強い揺れを観測した場合、避難所の早期開設を図る観点から、耐震性能が優れた建物については、簡易な方法により使用上の安全性を確認</u></p>	静岡市の取組を反映したもの（避難所における生活環境の改善を踏まえた修正）

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 92		<p><u>した上で、当面避難所として使用する。</u></p> <p><u>一方、耐震性が相対的に低い建物については、被害状況に応じて応急危険度判定を実施し、使用上の安全性を確認した上で、避難所として使用する。</u></p> <p><u>応急危険度判定については、判定活動の動向を踏まえ、耐震性が相対的に低い建物を優先的に実施し、それらの建物の調査が概ね完了した後に、耐震性能が優れた建物をあらためて実施することを原則とする。</u></p> <p><u>避難所開設の基本的な方針は、「地区の拠点となる避難所」、「公立学校の体育館、公立体育館」、「その他市有施設、協定施設」の順とする。</u></p> <p><u>災害の規模に応じた避難所開設の詳細は、「資料編〇一〇：表1 災害の規模に応じて開設する避難所の種類」、建物の耐震性の詳細は「資料編〇一〇：表〇〇〇〇」とする。</u></p>	静岡市の取組を反映したもの（避難所における生活環境の改善を踏まえた修正）
共通 92	<p>ア 福祉避難所の開設及び応援要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、大規模な災害により、多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、高齢者、障がいのある人の要配慮者を受け入れるため、福祉避難所となる施設の管理者に開設を要請する。</li> </ul> <p>イ (略)</p> <p>ウ 開設状況の報告と混雑情報の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設</li> </ul>	<p>ア 福祉避難所の開設及び応援要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、大規模な災害により、多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、高齢者、障がいのある人、<u>乳幼児等</u>の要配慮者を受け入れるため、福祉避難所となる施設の管理者に開設を要請する。</li> </ul> <p>イ (略)</p> <p>ウ 開設状況の報告と混雑情報の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設</li> </ul>	静岡市の取組を反映したもの（避難所における生活環境の改善を踏まえた修正）

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 92	<p>状況等を適切に県に報告するよう努める。</p> <p>（略）</p> <p>（2）避難所の管理、運営</p> <p>（略）</p>	<p>状況等<u>とともに、指定避難所については、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u>を適切に県に報告するよう努める。</p> <p>（略）</p> <p>（2）避難所の管理、運営</p> <p>（略）</p>	<p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（能登半島地震の報告書、全国共通避難所・避難場所IDの運用開始を踏まえた修正）</p>
共通 93	<p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 避難所開設当初から、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</p> <p>オ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給<u>及びトイレ設置の状況等の把握</u></p>	<p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 避難所開設当初から、<u>プライバシー保護のため</u> <u>の</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</p> <p>オ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給</p> <p>カ <u>快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握</u>（<u>快適なトイレの設置は、発災後初期段階では50人に1基、発災後中期段階では 20 人に1基を目安とする。</u> <u>また、男女比は1：3とするよう努める</u>）</p>	<p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（能登半島地震の報告書等を踏まえた修正）</p> <p>記載内容の整理（内容ごとに項目を分離）</p> <p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（能登半島地震の報告書等を踏まえた修正）</p> <p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（避難所に関する取組指針・ガイドラインの改訂を踏まえた修正（「スフィア基準」を</p>

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 93	<p>カ (略) キ (略) ク (略) ケ (略) コ (略) サ (略)</p> <p>シ 高齢者、障がいのある人、乳幼児、外国人、性的マイノリティ等の要配慮者への配慮</p> <p>ス (略) セ (略)</p> <p>ソ <u>女性専用</u>の物干し場、更衣室、授乳室の設置や<u>生理用品、女性用下着の</u>女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備や</u>防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保<u>等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮</u></p> <p>タ 避難所における女性や子ども等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心し</p>	<p><u>キ</u> (略) <u>ク</u> (略) <u>ケ</u> (略) <u>ユ</u> (略) <u>サ</u> (略) <u>シ</u> (略)</p> <p><u>ス</u> 高齢者、障がいのある人、乳幼児、外国人、性的マイノリティ<u>の人</u>等の要配慮者への配慮</p> <p><u>セ</u> (略) <u>ソ</u> (略)</p> <p><u>タ</u> <u>男女別の</u>物干し場、更衣室、授乳室の設置や<u>女性用品の</u>女性による配布、<u>各活動班への男女両方の配置、</u>防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置、</u><u>仕事別に班分けした性別に偏らない組織づくり等、</u><u>性別や世代等を問わない</u>ニーズへの配慮</p> <p><u>チ</u> 避難所における<u>人権と安全を守るため、</u>女性や子ども等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分</p>	<p>踏まえた修正))</p> <p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（県計画の修正に伴う修正（表現の適正化））</p> <p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（県計画の修正に伴う修正（性別に偏らない組織づくり））</p> <p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（「災害時におけるこどもの居場所づくりの手引き」を踏まえた修正）</p> <p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（表現の適正化）</p>

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 93	<p>て使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子ども等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供</p> <p>チ (略) ツ (略)</p>	<p>離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子ども等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供</p> <p><u>ツ</u> (略) <u>テ</u> (略)</p>	
共通 94	<p>テ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する<u>地域の人才</u>の確保・育成</p> <p>ト (略) ナ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>ト 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や、<u>避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営</u>・避難生活支援に関する知見やノウハウを有する<u>地域のボランティア人材</u>の確保・育成</p> <p><u>ナ</u> (略) <u>ニ</u> (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（能登半島地震の報告書を踏まえた修正）</p>
共通 94	<p>3 避難所の早期解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</li> <li>また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者へ</li> </ul>	<p>3 避難所の早期解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、避難者の健全な住生活の早期確保するため、<u>住宅の応急修理の実施</u>、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅のあっせん等を行い、もって避難所の早期解消に努める。</li> </ul>	<p>静岡市の取組を反映したもの（避難所における生活環境の改善を踏まえた修正）</p>

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p><u>の物資の安定供給等に努める。</u></p> <p><u>・市、県、関係機関が連携して、より効率的・効果的な</u>  <u>応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者</u>  <u>が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。</u></p> <p>• (略)</p>	<p><u>・市は、ライフラインの復旧や応急仮設住宅等の避難先</u>  <u>の確保状況などにより、被災者の生活再建が可能とな</u>  <u>った段階で、避難所の統合・解消を行う。なお、社会</u>  <u>機能の早期回復を図るため、学校の教室や民間施設等</u>  <u>に避難した避難者については、生活環境の維持に配慮</u>  <u>するとともに、段階的に体育館や他の公共施設等へ集</u>  <u>約する。集約の順位については、「資料編〇一〇：表</u>  <u>3 集約の順位」による。</u></p> <p>• (略)</p>	
共通 94	<p><b>第 12 節 被災動物の救護計画</b></p> <p>(略)</p> <p>1、2 (略)</p>	<p><b>第 12 節 被災動物の救護計画</b></p> <p>(略)</p> <p>1、2 (略)</p>	
共通 95	<p>3 被災動物の救護</p> <p>災害の発生に伴い、犬、猫等のペットで明らかに被災により救護を必要としている動物（以下「対象動物」という）について、静岡市獣医師会・一般社団法人静岡県動物保護協会静岡支部及び公益社団法人日本愛玩動物協会静岡支部との間で締結した「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき、「静岡市被災動物救護計画」の定めるところにより「動物救護センター」を設置し、対象動物を一定期間<u>保管</u>する。</p>	<p>災害の発生に伴い、犬、猫等のペットで明らかに被災により救護を必要としている動物（以下「対象動物」という）について、静岡市獣医師会・一般社団法人静岡県動物保護協会静岡支部及び公益社団法人日本愛玩動物協会静岡支部との間で締結した「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき、「静岡市被災動物救護計画」の定めるところにより「動物救護センター」を<u>静岡市動物愛護センター及び有度山総合公園運動施設</u>に設置し、対象動物を一定期間<u>収容</u>する。</p>	記載内容の整理

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考								
共通 96	<p>(略)</p> <p><b>第13節 食料供給計画</b></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>第13節 食料供給計画</b></p> <p>(略)</p>									
共通 96	<p>1 実施主体と実施内容</p> <table border="1"> <tr> <td><u>応急食料の確保計画量</u></td><td>県及び市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努める。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。</td></tr> </table>	<u>応急食料の確保計画量</u>	県及び市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努める。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。	<p>1 実施主体と実施内容</p> <table border="1"> <tr> <td><u>食料の確保計画量</u></td><td>県及び市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努める。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。</td></tr> </table>	<u>食料の確保計画量</u>	県及び市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努める。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。	静岡市の取組を反映したもの（国の「プッシュ型支援」を踏まえた物資の調達・供給の見直しに伴う修正）				
<u>応急食料の確保計画量</u>	県及び市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努める。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。										
<u>食料の確保計画量</u>	県及び市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努める。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・知事は、市から応急食料の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。</u></li> <li><u>・災害の規模に鑑み、被災市町が自ら応急食料の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に応急食料を確実かつ迅速に届けられるよう、応急食料の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。</u></li> <li><u>・応急食料の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者▼（「県地域防災計画資料編II(12-2-1)」）とする。これによても不足するとき</u></li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	実施主体	内容	県	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・知事は、市から応急食料の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。</u></li> <li><u>・災害の規模に鑑み、被災市町が自ら応急食料の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に応急食料を確実かつ迅速に届けられるよう、応急食料の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。</u></li> <li><u>・応急食料の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者▼（「県地域防災計画資料編II(12-2-1)」）とする。これによても不足するとき</u></li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> <p><u>(記載箇所を「市」の下に移動)</u></p> <p><u>(記載箇所を「市」の下に移動)</u></p> </td></tr> </tbody> </table>	実施主体	内容		<p><u>(記載箇所を「市」の下に移動)</u></p> <p><u>(記載箇所を「市」の下に移動)</u></p>	静岡市の取組を反映したもの（国の「プッシュ型支援」を踏まえた物資の調達・供給の見直しに伴う修正）
実施主体	内容										
県	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・知事は、市から応急食料の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。</u></li> <li><u>・災害の規模に鑑み、被災市町が自ら応急食料の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に応急食料を確実かつ迅速に届けられるよう、応急食料の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。</u></li> <li><u>・応急食料の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者▼（「県地域防災計画資料編II(12-2-1)」）とする。これによても不足するとき</u></li> </ul>										
実施主体	内容										
	<p><u>(記載箇所を「市」の下に移動)</u></p> <p><u>(記載箇所を「市」の下に移動)</u></p>										

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 96	<p>は、他の食料保有者から調達する。</p> <p>・応急食料の輸送は、原則として当該食料調達先の業者等に依頼する。当該食料調達先に依頼できないときは、▼「県地域防災計画 第3章 第19節 輸送計画」による。</p> <p>・災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した食料保有者の応急食料の在庫量の把握を行う。</p> <p>・県は、備蓄食料の状況等を踏まえ、供給すべき食料が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、食料の調達を要請するものとする。</p> <p>・必要に応じて、保管命令、収用等応急食料の供給を確保する措置を講ずる。</p> <p>・知事は、国に対する応援要請によっても応急食料が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、応急食料の調達を要請する。</p>		静岡市の取組を反映したもの（国の「プッシュ型支援」を踏まえた物資の調達・供給の見直しに伴う修正）
市	<p>1 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。</p>	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄している食料、自ら調達した食料及び国、県、協定を締結している民間事業者等によって調達され引渡された食料について、非常持出しができない被災住民や旅行者等への提供を行う。</li> <li>・物資集積所を速やかに開設するとともに、民間事業者等との災害時連携協定に</li> </ul>	

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 96		<p><u>基づいて物資集積所での食料の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保する。</u></p> <p>◇資料編4－10：緊急物資集積所一覧表</p> <p><u>【備蓄食料の提供】</u></p> <p>・備蓄している食料を被災者に提供する。</p> <p><u>【要請に基づく食料の調達】</u></p> <p>・食料が不足する場合は、協定を締結している民間事業者等に対し、食料の供給を要請する。</p> <p>◇資料編5－9：物資調達に関する協定</p> <p>・食料の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにしたうえで、県に調達又はあっせんを要請する。</p>	静岡市の取組を反映したもの（国の「プッシュ型支援」を踏まえた物資の調達・供給の見直しに伴う修正）
共通 97	<p><u>2 緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ協定を締結している民間業者又は市中央卸売市場とする。また、不足が生じた場合等は、必要に応じて次の事項を示して、県に調達又はあっせんを要請する。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 必要な<u>緊急物資</u>の品目及び数量</p> <p>(3) ~ (7) (略)</p> <p><u>3 協定先業者の取扱物資の在庫量（供給可能量）を直ちに把握するよう努める。</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 必要な<u>食料</u>の品目及び数量</p> <p>(3) ~ (7) (略)</p>	

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 97	<p>4 緊急物資の輸送は、事情の許す限り調達先に依頼する。調達先で輸送ができない場合は、輸送計画の定めるところによる。</p> <p>5 緊急物資の配分にあたっては、事前に広報を行うとともに、避難場所において原則として自治会単位にその必要量を分配し公平の維持に努める。</p> <p>6 市は、避難地その他の拠点に炊き出し施設を設け、食料の提供を行うとともに、炊き出しに必要なLPガス及び燃料器具の支給又はあっせんを行う。</p> <p>7 緊急物資の調達について、協定を締結している事業者に要請する。</p> <p>◇資料編5-9：物資調達に関する協定</p>		静岡市の取組を反映したもの（国の「プッシュ型支援」を踏まえた物資の調達・供給の見直しに伴う修正）
	<p>記載箇所を「市」の上から移動</p> <p>(記載箇所を「市」の上から移動)</p>	<p>県</p> <p>【プッシュ型支援への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震が発生し、国が避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始した場合は、県と調整を行い、食料の受入や配達を行う。</li> </ul> <p>・知事は、市から食料の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努めるものとする。</p> <p>・災害の規模に鑑み、被災市町が自ら食料</p>	

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 97		<p><u>の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に食料を確実かつ迅速に届けられるよう、食料の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>・食料の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（12-2-1）」）とする。これによっても不足するときは、他の食料保有者から調達するものとする。</u></p> <p><u>・食料の輸送は、原則として当該食料調達先の業者等に依頼するものとする。当該食料調達先に依頼できないときは、▼「県地域防災計画 第3章 第19節 輸送計画」による。</u></p> <p><u>・災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した食料保有者の食料の在庫量の把握を行うものとする。</u></p> <p><u>・備蓄食料の状況等を踏まえ、供給すべき食料が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、食料の調達を要請するものとする。</u></p> <p><u>・必要に応じて、保管命令、収用等食料の供給を確保する措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>・知事は、国に対する応援要請によっても食料が不足する場合は、相互応援協定に</u></p>	静岡市の取組を反映したもの（国の「プッシュ型支援」を踏まえた物資の調達・供給の見直しに伴う修正）

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧		新	備考
共通 97			<u>基づき、全国知事会に対して、食料の調達を要請するものとする。</u>	静岡市の取組を反映したもの（国の「プッシュ型支援」を踏まえた物資の調達・供給の見直しに伴う修正）
	市民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって、可能な限り<u>貰ってもらう</u>ものとする。</li> <li>（略）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>物資は</u>、家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって、可能な限り<u>まかぬ</u>ものとする。</li> <li>（略）</li> </ul>	
	農林水産省	県から <u>応急</u> 食料の調達について協力要請があったときは、 <u>応急</u> 食料をあっせんし又は調達する。	県から食料の調達について協力要請があったときは、食料をあっせんし又は調達する。	
共通 97	2 実施内容等 (1)～(5) (略) <u>(4から移設)</u>		<p>2 実施内容等 (1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 費用の限度額等</u> <u>災害救助法が適用された場合、炊き出しその他による食品給与のために支出できる費用の限度額は、</u> <u>◇資料編 6－1による。</u></p>	静岡市の取組を反映したもの（国の「プッシュ型支援」を踏まえた物資の調達・供給の見直しに伴う修正）
	<u>(5から移設)</u>		<p><u>(7) 実施状況の報告及び整備書類の作成</u> <u>県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。</u> <u>◇資料編 6－1：災害救助法の適用</u></p>	
共通 98	3 <u>調達の方法</u>  交通、通信が途絶して市長が県に調達あっせんを要請できない場合 <u>の措置</u> 災害救助法又は国民保護法が <u>発動</u> され、救援を行う <u>場合</u> 、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市長		<p>3 <u>交通、通信が途絶して市長が県に調達あっせんを要請できない場合の措置</u> 交通、通信が途絶し、市長が県に調達あっせんを要請できない場合<u>において</u>、災害救助法又は国民保護法が<u>適用</u>され、救援を行う<u>必要が生じた時は</u>、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市長は農林水産省に対して政府所</p>	静岡市の取組を反映したもの（国の「プッシュ型支援」を踏まえた物資の調達・供給の見直しに伴う修正）

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考								
	<p>は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引き渡しを要請する。</p> <p><u>4 費用の限度額等</u>  <u>災害救助法が適用された場合、炊き出しその他による食品給与のために支出できる費用の限度額は、◇資料編6－1による。</u></p> <p><u>5 実施状況の報告及び整備書類の作成</u>  <u>県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。</u>  <u>◇資料編6－1：災害救助法の適用</u></p> <p><b>第14節 衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画</b>  (略)</p>	<p>有米穀の緊急引き渡しを要請する。</p> <p><u>(2 (6) へ移設)</u></p>									
共通 98		<p><b>第14節 衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画</b>  (略)</p>									
共通 99	<p>1 実施主体と実施内容  (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <p><u>・知事は、市から物資の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。</u></p> <p><u>・災害の規模に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容	県	<p><u>・知事は、市から物資の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。</u></p> <p><u>・災害の規模に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制</u></p>	<p><b>第14節 衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画</b>  (略)</p> <p>1 実施主体と実施内容  (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <p><u>(記載箇所を「市」の下に移動)</u></p> <p><u>(記載箇所を市の下に移動)</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容		<p><u>(記載箇所を「市」の下に移動)</u></p> <p><u>(記載箇所を市の下に移動)</u></p>	静岡市の取組を反映したもの（国の「プッシュ型支援」を踏まえた物資の調達・供給の見直しに伴う修正）
実施主体	内容										
県	<p><u>・知事は、市から物資の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。</u></p> <p><u>・災害の規模に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制</u></p>										
実施主体	内容										
	<p><u>(記載箇所を「市」の下に移動)</u></p> <p><u>(記載箇所を市の下に移動)</u></p>										

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 99	<p>の整備を図るものとする。</p> <p>・物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した物資保有者等▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（12-3-1）及び（12-3-2）」）とする。これによっても不足するときは、他の物資保有者から調達する。</p> <p>・物資の輸送は、原則として当該物資調達先の業者等に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、▼「県地域防災計画第3章 第19節 輸送計画」による。</p> <p>・災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した物資保有者の緊急物資の在庫量の把握を行う。</p> <p>・県は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、物資の調達を要請するものとする。</p> <p>・必要に応じて、保管命令、収用等物資の供給を確保する措置を講ずる。</p> <p>・知事は、国に対する応援要請によっても物資が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、物資の調達を要請する。</p> <p>・知事は、市から炊き出しに必要なLPGガス及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県</p>		静岡市の取組を反映したもの（国の「プッシュ型支援」を踏まえた物資の調達・供給の見直しに伴う修正）

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 99+	<p><u>LPガス協会に対し、その調達につき協力を要請する。</u></p> <p><u>・県は、県内の重要施設等の燃料需要を取りまとめ、緊急性に応じて優先順位を決定した上で、政府本部に対して、燃料の供給を要請する。</u></p>		静岡市の取組を反映したもの（国の「プッシュ型支援」を踏まえた物資の調達・供給の見直しに伴う修正）
	<p><u>1 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。</u></p>	<p><u>・備蓄物資、自ら調達した物資及び国、県や協定を締結している民間事業者等から引き渡された物資について、非常持出しができない被災住民や旅行者等に対し、必要に応じて提供を行う。</u></p> <p><u>・物資集積所を速やかに開設するとともに、民間事業者等との協定に基づき、物資集積所での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保する。</u></p> <p><u>◇資料編4－10：緊急物資集積所一覧表</u></p> <p><u>【備蓄物資の提供】</u></p> <p><u>・備蓄している物資を被災住民や旅行者等に提供する。</u></p> <p><u>【要請に基づく物資の調達】</u></p> <p><u>・物資が不足する場合は、協定を締結している民間事業者等に対し、物資の供給を要請する。</u></p>	

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 99	<p><u>2 緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ協定を締結している民間業者又は市中央卸売市場とする。また、不足が生じた場合等は、必要に応じて次の事項を示して、県に調達又はあっせんを要請する。</u></p> <p>(1) 調達あっせんを必要とする理由            (2) 必要な<u>緊急</u>物資の品目及び数量            (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者            (4) 連絡課及び連絡責任者            (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無            (6) 経費負担区分            (7) その他参考となる事項</p> <p><u>3 協定先業者の取扱物資の在庫量（供給可能量）を直ちに把握するよう努める。</u></p> <p><u>4 緊急物資の輸送は、事情の許す限り調達先に依頼する。調達先で輸送ができない場合は、輸送計画の定めるところによる。</u></p> <p><u>5 緊急物資の配分にあたっては、事前に広報を行うとともに、避難場所において原則として自治会単位にその必要量を分配し公平の維持に努める。</u></p> <p><u>6 市は、避難地その他の拠点に炊き出し施設を設け、食料の提供を行うとともに、炊き出しに必要なLPGガス及び燃料器具の支給又はあっせんを行う。</u></p>	<p><u>◇資料編5-9：物資調達に関する協定</u>  <u>・物資の調達が不可能または困難な場合は、次の事項を明らかにしたうえで、県に調達又はあっせんを要請する。</u></p> <p>(1) 調達あっせんを必要とする理由            (2) 必要な<u>物資</u>の品目及び数量            (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者            (4) 連絡課及び連絡責任者            (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無            (6) 経費負担区分            (7) その他参考となる事項</p>	静岡市の取組を反映したもの（国の「プッシュ型支援」を踏まえた物資の調達・供給の見直しに伴う修正）

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 100	<p><u>7 緊急物資の調達について、協定を締結している事業者に要請する。</u></p> <p><u>◇資料編5-9：物資調達に関する協定</u></p> <p><u>8 あらかじめ協定を締結した業者から、炊き出しに必要なLPGガス及び器具等を調達</u></p>	<p><b>【義援物資の受入れ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等からの義援物資について、受入れを希望するものと受入れを希望しないものを選定し、その内容のリストや送付先についてホームページや報道機関を通じて広報する。</li> <li>・個人からの義援物資は、混載された物資の仕分けなどの作業が必要になることから、原則として受け入れない。</li> </ul> <p><b>【プッシュ型支援への対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震が発生し、国が避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始した場合は、県と調整を行い、物資の受入や配送を行う。</li> </ul> <p><b>【炊き出し】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炊き出しに必要なLPGガス及び燃料器具の支給又はあっせんを行う。</li> <li>・あらかじめ覚書を締結した静岡県LPGガス協会（静岡地区会又は清水地区会）等を通</li> </ul>	静岡市の取組を反映したもの（国の「プッシュ型支援」を踏まえた物資の調達・供給の見直しに伴う修正）

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 100	<p>する。</p> <p>市内の業者だけでは必要量を調達できないときは、次の事項を示して県に調達を要請する。</p> <p>ア 必要な L P ガスの量 イ 必要な器具の種類及び数量</p>	<p>じ、<u>焼き出しに必要な L P ガスの調達等を行う。</u></p> <p>市内の業者だけでは必要量を調達できないときは、次の事項を示して県に調達を要請する。</p> <p>ア 必要な L P ガスの量 イ 必要な器具の種類及び数量</p>	静岡市の取組を反映したもの（国の「プッシュ型支援」を踏まえた物資の調達・供給の見直しに伴う修正）
(記載箇所を「市」の上から移動)	(記載箇所を「市」の上から移動)	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>知事は、市から物資の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努めるものとする。</u></li> <li>・<u>災害の規模に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。</u></li> <li>・<u>物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した物資保有者等▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（12-3-1）及び（12-3-2）」）とするものとする。これによっても不足するときは、他の物資保有者から調達するものとする。</u></li> <li>・<u>物資の輸送は、原則として当該物資調達先の業者等に依頼するものとする。当該物資調達先に依頼できないときは、▼「県地域防災計画 第3章 第19節 輸送計画」による。</u></li> </ul>

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 100		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した物資保有者の物資の在庫量の把握を行うものとする。</li> <li>・県は備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、物資の調達を要請するものとする。</li> <li>・必要に応じて、保管命令、収用等物資の供給を確保する措置を講ずるものとする。</li> <li>・知事は、国に対する応援要請によつても物資が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、物資の調達を要請するものとする。</li> <li>・知事は、市から炊き出しに必要なLPGガス及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県LPGガス協会に対し、その調達につき協力を要請するものとする。</li> <li>・県は県内の重要施設等の燃料需要を取りまとめ、緊急性に応じて優先順位を決定した上で、政府本部に対して、燃料の供給を要請するものとする。</li> </ul>	静岡市の取組を反映したもの（国の「プッシュ型支援」を踏まえた物資の調達・供給の見直しに伴う修正）
市民及び 自主防災 組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって、可能な限り貯ってもらうものとする。</li> <li>・（略）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって、可能な限り物資をまかうものとする。</li> <li>・（略）</li> </ul>	

## 令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧		新	備考
共通 100	日本赤十字社静岡県支部	(略)	日本赤十字社静岡県支部	静岡市の取組を反映したもの（国の「プッシュ型支援」を踏まえた物資の調達・供給の見直しに伴う修正）
	経済産業省	(略)	経済産業省	
共通 100	2 実施事項 (1)～(7) (略) (8) 給与又は貸与の期間 (略) ただし、交通の <u>と絶</u> 、物資の調達が困難など特別の理由があるときは、知事と協議をして必要最小限度の期間を延長することができる。 (9) (略)	2 実施事項 (1)～(7) (略) (8) 給与又は貸与の期間 (略) ただし、交通の <u>途絶</u> 、物資の調達が困難など特別の理由があるときは、知事と協議をして必要最小限度の期間を延長することができる。 (9) (略)	2 実施事項 (1)～(7) (略) (8) 給与又は貸与の期間 (略) ただし、交通の <u>途絶</u> 、物資の調達が困難など特別の理由があるときは、知事と協議をして必要最小限度の期間を延長することができる。 (9) (略)	表現の適正化
共通 101	3 市長の要請を待たずに行う県の実施事項 ・(略) ・県は、要請によらない場合も市へ物資を確実に供給できるように、 <u>平常時</u> から訓練等を通じて <u>緊急</u> 物資の配分に関する計画の手順を確認するとともに、検証を行うよう努めるものとする。	3 市長の要請を待たずに行う県の実施事項 ・(略) ・県は、要請によらない場合も市へ物資を確実に供給できるように、 <u>平時</u> から訓練等を通じて物資の配分に関する計画の手順を確認するとともに、検証を行うよう努めるものとする。	3 市長の要請を待たずに行う県の実施事項 ・(略) ・県は、要請によらない場合も市へ物資を確実に供給できるように、 <u>平時</u> から訓練等を通じて物資の配分に関する計画の手順を確認するとともに、検証を行うよう努めるものとする。	静岡市の取組を反映したもの（国の「プッシュ型支援」を踏まえた物資の調達・供給の見直しに伴う修正）
共通 101	第 15 節 給水計画 この計画は、災害により飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない場合における応急飲料水供給のための実施事項を定め、給水に支障のないよう措	第 15 節 給水計画 この計画は、災害により飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ことができない場合における応急飲料水供給のための実施事項を定め、給水に支障のないよう措	第 15 節 給水計画 この計画は、災害により飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ことができない場合における応急飲料水供給のための実施事項を定め、給水に支障のないよう措	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（能登半島地震の報告書を踏まえた修正）

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 103	<p>置することを目的とする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p><b>第16節 水道及び下水道対策計画</b> この計画は、市民の日常生活及び産業経済活動に欠くことのできない水道事業並びに下水道事業の各施設、設備についての応急措置について定める。</p>	<p>置することを目的とする。</p> <p><u>市は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努める。</u></p> <p>1～3 (略)</p> <p><b>第16節 水道及び下水道対策計画</b> この計画は、市民の日常生活及び産業経済活動に欠くことのできない水道事業並びに下水道事業の各施設、設備についての応急措置について定める。</p> <p><u>市は、災害の発生時において、上下水道等の構造等を勘査して、速やかに、上下水道等施設の巡回を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</u></p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（能登半島地震の報告書を踏まえた修正）
共通 104	<p>1、2 (略)</p> <p><b>第17、18節 (略)</b></p>	<p>1、2 (略)</p> <p><b>第17、18節 (略)</b></p>	
共通 105	<p><b>第19節 医療及び助産計画</b> (略)</p> <p>1 基本方針 (1)～(2) (略)</p>	<p><b>第19節 医療及び助産計画</b> (略)</p> <p>1 基本方針 (1)～(2) (略)</p>	
共通 105	<p>(3) 広域的な医療搬送と医療チームの受入れ 県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地外</p>	<p>(3) 広域的な医療搬送と医療チームの受入れ 県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地外</p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（表現の適正化）

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 106	<p>からの災害派遣医療チーム（以下「D M A T」という。）、災害派遣精神医療チーム（以下「D P A T」という。）、災害支援ナース等医療チーム（救護班）受入れによる治療を実施する。</p> <p>（4）地域医療搬送</p> <p>県は、災害拠点病院及び市等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市が行う。</p> <p>（5）～（7）（略）</p> <p>（8）D W A T等の応援派遣</p> <p>県は、県内が被災していない場合は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、D W A Tや災害支援ナースの応援派遣を行うものとする。特に、高齢者、障がいのある人等要配慮者的心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>（9）健康相談</p> <p>県及び市は、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p>（10）多機関連携による医療提供体制の確保・継続</p>	<p>からの災害派遣医療チーム（以下「D M A T」という。）、災害派遣精神医療チーム（以下「D P A T」という。）、災害支援ナース等医療チーム（救護班）<u>の</u>受入れによる治療を実施する。</p> <p>（4）地域医療搬送</p> <p>県は、災害拠点病院及び市等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院の要請等により市が行う。</p> <p>（5）～（7）（略）</p> <p><u>（13）～移動</u></p> <p><u>（12）～移動</u></p> <p><u>（8）～移動</u></p>	<p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（表現の適正化）</p> <p>記載位置の移動及び内容の整理</p> <p>記載内容の整理（記載位置の移動等）</p> <p>記載位置の移動及び内</p>

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 106	<p>県は、DMA Tによる活動と並行して、また、DMA T活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（以下「J M A T」という。）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（J D A T）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）、日本栄養士会災害支援チーム（J D A-D A T）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所や救護所、社会福祉施設等も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(11) 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣</p> <p>県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援派遣を行うものとする。</p> <p>(12) 日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム等の派遣要請</p> <p>県及び市は、避難所等における衛生環境を維持するた</p>	<p><a href="#">(9)へ移動</a></p> <p><a href="#">(削除)</a></p>	<p>容の整理</p> <p>記載位置の移動及び内容の整理</p> <p>記載内容の整理（重複する記載内容の削除）</p>

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 106	<p>め、必要に応じ、日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。</p> <p><u>(10)から移動</u></p> <p><u>(11)から移動</u></p>	<p><u>(8) 多機関連携による医療提供体制の確保・継続</u>  <u>県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）、災害時感染制御支援チーム（DICT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所や救護所、社会福祉施設等も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</u>  <u>その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</u></p> <p><u>(9) 災害時健康危機管理支援チームの派遣要請</u>  <u>県及び市は、保健医療福祉調整本部（健康福祉部）及び保健所の総合調整等を円滑に実施するため、必要に応じ、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣を要請する。</u></p>	<p>記載内容の整理（記載位置の移動）</p> <p>記載内容の整理（記載位置の移動）</p>

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考																												
共通 106	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(9)から移動</u></p> <p><u>(8)から移動</u></p>	<p><u>(10) 県は、必要に応じ、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請するものとする。</u></p> <p><u>(11) 健康相談</u> 県及び市は、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p><u>(12) DWAT等の派遣要請</u> 県は、避難所等の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じ、DWATや災害支援ナース等の派遣を要請する。</p>	<p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（災害時における船舶活用医療に係る整備推進計画・活動要領の策定に伴う修正）</p> <p>記載位置の移動</p> <p>記載位置の移動及び内容の整理</p>																												
共通 106	<p>2 救護所、救護病院及び災害拠点病院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">救護病院</td> <td>設置</td> <td>市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		(略)	(略)	(略)	救護病院	設置	市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。	活動	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>2 救護所、救護病院及び災害拠点病院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">救護病院</td> <td>設置</td> <td>市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院及び救護病院に準ずる病院を指定する。</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		(略)	(略)	(略)	救護病院	設置	市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院及び救護病院に準ずる病院を指定する。	活動	(略)	(略)	(略)	(略)	記載内容の整理
区分	内容																														
(略)	(略)	(略)																													
救護病院	設置	市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。																													
	活動	(略)																													
(略)	(略)	(略)																													
区分	内容																														
(略)	(略)	(略)																													
救護病院	設置	市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院及び救護病院に準ずる病院を指定する。																													
	活動	(略)																													
(略)	(略)	(略)																													

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧		新		備考
共通 108	3 実施主体と実施内容		3 実施主体と実施内容		
	実施主体	内容	実施主体	内容	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
市	<p>1 医療救護活動の基本方針            (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市は、<u>東海地震等の危険度の試算を勘案して</u>、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、必要に応じて<u>応援等を行う</u>。</p>		<p>1 医療救護活動の基本方針            (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市は、<u>南海トラフ巨大地震等に対処するため</u>、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、必要に応じて<u>派遣を要請する</u>。</p>		記載内容の整理
	<p>2 実施事項</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 重症患者及び中等症患者は、<u>あらかじめ地域ごとに指定した</u>救護病院等に受け入れる。</p>		<p>2 実施事項</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 重症患者及び中等症患者は、救護病院等に受け入れる。</p>		記載内容の整理
	<p>(4) 医療救護施設が効果的に機能するよう、医療救護施設ごとの医療活動状況や医療ニーズを把握するほか、静岡県災害医療コーディネーター<u>を中心に</u>医療資源の需給調整を行う。</p>		<p>(4) 医療救護施設が効果的に機能するよう、医療救護施設ごとの医療活動状況や医療ニーズを把握するほか、静岡県災害医療コーディネーター<u>が保健医療福祉調整本部長又は保健所長の業務を補完する形として</u>医療資源の需給調整を行う。</p>		記載内容の整理
	<p>(5) 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。</p>		<p>(5) 救護所、救護病院<u>等</u>の受入状況等の把握のため職員を配置する。</p>		記載内容の整理

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧		新	備考
共通 108		<p>(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 県への医師等の派遣要請</p> <p>市長は、救護病院等において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは静岡県災害医療コーディネーターの助言等により、次の事項を示して、県に<u>応援派遣</u>医療チーム（DMA T、J M A T、D P A T等）及び保健師チームを要請する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>被害の状況に応じて、重症患者の広域<u>医療</u>搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。</p>	<p>(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 県への医師等の派遣要請</p> <p>市長は、救護病院等において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは静岡県災害医療コーディネーターの助言等により、次の事項を示して、県に医療チーム（DMA T、J M A T、D P A T等）及び保健師<u>等</u>チームを要請する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>被害の状況に応じて、重症患者の広域搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。</p>	記載内容の整理 表現の適正化
共通 109		<p>5 医薬品等の確保</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救護所等において災害時に必要とされる医薬品及び衛生材料等を調達する必要があると認めるときは、医師会、薬剤師会等との協定に基づき、<u>提供を</u>要請する。</p> <p>また、管内の医薬品卸業者等から調達する。</p> <p>さらに、管内で調達できない場合には、県に調達を要請する。</p> <p>◇資料編 5-10：医療救護に関する協定</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>5 医薬品等の確保</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救護所等において災害時に必要とされる医薬品及び衛生材料等を調達する必要があると認めるときは、医師会、薬剤師会等との協定に基づき要請する。</p> <p>また、管内の医薬品卸業者等から調達する。さらに、管内で調達できない場合には、県に調達を要請する。</p> <p>◇資料編 5-10：医療救護に関する協定</p> <p>6～8 (略)</p>	記載内容の整理
9	(略)	(略)	(略)	

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 110	<p>4 (略)</p> <p>5 実施事項</p> <p>(1) 医療を受ける対象者</p> <p>医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者</p> <p>(2) 助産を受ける対象者</p> <p>災害のため助産の途を失った者及び災害の発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>(5) 医療及び助産の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者に対する医療については、医師会等の協力を得て<u>医療チーム</u>を編成し、救護所の開設又は巡回により行う。助産については、医師会、公的病院等の協力を得て、対応可能な病院、診療所で行う。</li> <li>災害の規模又は患者の発生状況によっては、県に<u>応援派遣</u>医療チーム（DMA T、JMA T、D P A T等）を要請する。</li> <li><u>医療チーム</u>による医療救護ができない場合又は<u>医療チーム</u>による医療救護が適当でない<u>もの</u>について</li> </ul>	<p>4 (略)</p> <p>5 実施事項</p> <p>(1) 医療を受ける対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため<u>に</u>医療の途を失った者</li> <li><u>現に医療を必要とする状態にある者</u></li> <li><u>応急的に医療を施す必要がある者</u></li> </ul> <p>(2) 助産を受ける対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害のため<u>に</u>助産の途を失った者</li> <li>現に助産を要する状態にある者</li> <li>災害の発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者</li> </ul> <p><u>なお、上記については被災者である否とを問わない。また、本人の経済的能力の如何を問わない。</u></p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>(5) 医療及び助産の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者に対する医療については、医師会等の協力を得て<u>救護班</u>を編成し、救護所の開設又は巡回により行う。助産については、医師会、公的病院等の協力を得て、対応可能な病院、診療所で行う。</li> <li>災害の規模又は患者の発生状況によっては、県に医療チーム（DMA T、JMA T、D P A T等）を要請する。</li> <li><u>救護班</u>による医療救護ができない場合又は<u>救護班</u>による医療救護が適当でない<u>場合</u>については、病</li> </ul>	<p>記載内容の整理（県の災害救助の手引きの記載内容に合わせた修正）</p> <p>記載内容の整理（県の災害救助の手引きの記載内容に合わせた修正）</p>
共通 110			<p>記載内容の整理</p> <p>記載内容の整理</p>

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>ては、病院、診療所に医療救護を要請する。</p> <p>・(略)</p> <p>(6)、(7) (略)</p> <p>(8) 県への要請事項</p> <p>市長は、医療及び助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにしたうえで、県に <u>応援派遣</u>医療チーム（DMA T、J M A T、D P A T等）及び保健師チームを要請する。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(9)、(10) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>院、診療所に医療救護を要請する。</p> <p>・(略)</p> <p>(6)、(7) (略)</p> <p>(8) 県への要請事項</p> <p>市長は、医療及び助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにしたうえで、県に医療チーム（DMA T、J M A T、D P A T等）及び保健師<u>等</u>チームを要請する。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(9)、(10) (略)</p> <p>6 (略)</p>	
共通 112	7 非常災害時における特例 (略)	7 非常災害時における特例 (略)	
共通 112	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の措置</p> <p>ア 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。</p> <p>イ 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の措置</p> <p>ア 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。</p> <p>イ 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置<u>を行う。</u></p>	表現の適正化
共通 112	第 20 節 (略)	第 20 節 (略)	
共通 113	第 21 節 災害廃棄物処理計画 (略)	第 21 節 災害廃棄物処理計画 (略)	表現の適正化

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考																
共通 116	<p>1 (略)</p> <p>2 災害廃棄物等の処理方法</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) し尿の処理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td><td> <p>(略)</p> <p>・流域下水道の被災状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限について流域関係市町に連絡を行う。</p> <p>・速やかに流域下水道施設の応急復旧に努めるものとする。</p> </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p>	実施主体	内容	県	<p>(略)</p> <p>・流域下水道の被災状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限について流域関係市町に連絡を行う。</p> <p>・速やかに流域下水道施設の応急復旧に努めるものとする。</p>	(略)	(略)	<p>1 (略)</p> <p>2 災害廃棄物等の処理方法</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) し尿の処理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td><td> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p>	実施主体	内容	県	<p>(略)</p> <p>(削除)</p>	(略)	(略)	記載内容の整理（本市においては不要な内容の削除）				
実施主体	内容																		
県	<p>(略)</p> <p>・流域下水道の被災状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限について流域関係市町に連絡を行う。</p> <p>・速やかに流域下水道施設の応急復旧に努めるものとする。</p>																		
(略)	(略)																		
実施主体	内容																		
県	<p>(略)</p> <p>(削除)</p>																		
(略)	(略)																		
共通 116	<b>第 22 節 (略)</b>	<b>第 22 節 (略)</b>																	
共通 117	<b>第 23 節 遺体の搜索及び措置埋葬計画</b>	<b>第 23 節 遺体の搜索及び措置埋葬計画</b>																	
共通 118	<p>1 (略)</p> <p>2 実施主体と実施内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th colspan="2">内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>県への要請</td><td>市長は遺体の搜索、処理及び火葬について、市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ要</td></tr> </tbody> </table>	実施主体	内容		市	(略)	(略)	県への要請	市長は遺体の搜索、処理及び火葬について、市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ要	<p>1 (略)</p> <p>2 実施主体と実施内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><th colspan="2">内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>県への要請</td><td>市長は遺体の搜索、処理及び火葬について、市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県<b>に対</b></td></tr> </tbody> </table>	実施主体	内容		市	(略)	(略)	県への要請	市長は遺体の搜索、処理及び火葬について、市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県 <b>に対</b>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（県計画の修正伴う
実施主体	内容																		
市	(略)	(略)																	
	県への要請	市長は遺体の搜索、処理及び火葬について、市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ要																	
実施主体	内容																		
市	(略)	(略)																	
	県への要請	市長は遺体の搜索、処理及び火葬について、市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県 <b>に対</b>																	

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧			新	備考
		請する。		<u>しあっせんを</u> 要請する。 <u>ア 必要な医師数</u> <u>イ 捜索、措置及び火葬に必要な職員数</u> <u>エ 捜索が必要な地域</u> <u>オ 火葬施設の使用可否</u> <u>カ 必要な輸送車両の台数</u> <u>オ 遺体措置に必要な器材及び資材の品目別数量</u> <u>カ 広域火葬の応援が必要な遺体数</u>	修正（記載内容の整理）
	(略)	(略)		(略)	
	3、4 (略)			3、4 (略)	
共通 121	第 24～25 節 (略)			第 24～25 節 (略)	
共通 124	第 26 節 運輸施設応急対策計画  この計画は、災害対策諸活動を円滑かつ効率的に運営するため、欠くことのできない運輸施設を災害から防護し、災害応急対策を実施するに必要な要員や <u>緊急</u> 物資などの輸送を確保するため、運輸機関は、自ら定める災害対策の規定等に基づいて防災活動を行うとともに、県、市及び防災関係各機関等と協力して、公共機関としての機能の維持を図る。			第 26 節 運輸施設応急対策計画  この計画は、災害対策諸活動を円滑かつ効率的に運営するため、欠くことのできない運輸施設を災害から防護し、災害応急対策を実施するに必要な要員や物資などの輸送を確保するため、運輸機関は、自ら定める災害対策の規定等に基づいて防災活動を行うとともに、県、市及び防災関係各機関等と協力して、公共機関としての機能の維持を図る。	静岡市の取組を反映したもの（国の「プッシュ型支援」を踏まえた物資の調達・供給の見直しに伴う修正）
	1～3 (略)			1～3 (略)	
共通 124	第 27 節 交通応急対策計画  (略)			第 27 節 交通応急対策計画  (略)	

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 125	<p>1 実施事項及びその方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>道路上の障害物の除去</u> 災害応急対策を実施するため、緊急輸送路として確保すべき幹線道路から優先して<u>路上の障害物の除去（路面返上の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）</u>必要な措置を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>1 実施事項及びその方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>道路啓開</u> 災害応急対策を実施するため、緊急輸送路として確保すべき幹線道路から優先して<u>道路啓開、応急復旧等</u>必要な措置を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（記載内容の整理）
共通 125	<p>2 災害時における通行の禁止又は制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・道路管理者は、道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は、<u>適切な</u>まわり道の道路標識をもって明示する。</li> <li>・(略)</li> </ul> <p>3～5 (略)</p>	<p>2 災害時における通行の禁止又は制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・道路管理者は、道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は、<u>適切な</u>まわり道の道路標識をもって明示する。</li> <li>・(略)</li> </ul> <p>3～5 (略)</p>	表現の適正化
共通 127	<p>6 県公安委員会による交通規制</p> <p>(1) 災害時における交通の規制等</p> <p>ア 緊急通行車両以外の車両通行の禁止又は制限 県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（①道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動</p>	<p>6 県公安委員会による交通規制</p> <p>(1) 災害時における交通の規制等</p> <p>ア 緊急通行車両以外の車両通行の禁止又は制限 県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、<u>災害対策基本法に基づき、</u>災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（①道路交通法（昭和35年法律第105号）</p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（県計画の修正に伴う修正（記載内容の整理））

## 令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 127	<p>車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両) 以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p><u>イ 交通規制の実施</u></p> <p><u>県公安委員会は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。</u></p> <p><u>ウ 緊急輸送路の指定</u></p> <p>県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心とし、県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。</p> <p><u>エ 緊急通行車両の通行の確保</u></p> <p>県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p> <p><u>オ 交通規制の周知徹底</u></p> <p>県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報</p>	<p>第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両) 以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>イ 緊急輸送路の指定</u></p> <p>県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心とし、県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。</p> <p><u>エ 緊急通行車両の通行の確保</u></p> <p>県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p> <p><u>オ 交通規制の周知徹底</u></p> <p>県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報</p>	<p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（県計画の修正に伴う修正（記載内容の整理））</p>

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 128	<p>センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 緊急通行車両の<u>確認</u></p> <p><u>知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。</u></p> <p>◇資料編4-21：緊急通行車両標章</p> <p>◇資料編4-22：緊急通行車両確認証明書</p>	<p>センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 緊急通行車両の<u>申出</u></p> <p><u>指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して申出（「緊急通行車両確認申出書」）をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>◇資料編4-○：緊急通行車両確認<u>申出書</u></p>	<p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（県計画の修正に伴う修正（記載内容の整理））</p>
共通 129	<p>(7) 緊急通行車両の<u>事前届出</u></p> <p><u>指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。</u></p> <p><u>事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。</u></p>	<p>(7) 緊急通行車両の<u>確認</u></p> <p>県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて<u>「緊急標章」</u>及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。</p> <p>◇資料編4-○：緊急標章</p> <p>◇資料編4-○：緊急通行車両確認証明</p>	<p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（県計画の修正に伴う修正（記載内容の整理））</p>

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>(8) (略) 7～10 (略)</p>	<p>(8) (略) 7～10 (略)</p>	
共通 131	<b>第 28～30 節 (略)</b>	<b>第 28～30 節 (略)</b>	
共通 140	<p><b>第 31 節 消防計画</b> (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 警防活動</p> <p>(1) 消防活動</p> <p>市は、その市域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため市の警防活動に関する計画に基づき消防隊の編成を行い次の活動を行う。</p> <p>ア 火災警防活動 イ 風水害警防活動 ウ 避難・誘導活動 エ 救助・救急活動</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>第 31 節 消防計画</b> (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 警防活動</p> <p>(1) 消防活動</p> <p><u>ア 市は、その市域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため市の警防活動に関する計画に基づき消防隊の編成を行い次の活動を行う。</u></p> <p><u>(ア) 火災警防活動</u> <u>(イ) 風水害警防活動</u> <u>(ウ) 避難・誘導活動</u> <u>(エ) 救助・救急活動</u></p> <p><u>イ 消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。</u></p> <p><u>ウ 消防機関等は、火災防ぎよに当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。また、速やかに火災の状況を把握するとともに、林野火災防ぎよ隊形図、飛び火警戒を含めた要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行い、活動終期にあっては、空中からの熱源</u></p>	<p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正）</p> <p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正）</p>

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 140	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。</u></p> <p><u>エ 消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の、山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。</u></p> <p><u>オ 消防局は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努める。</u></p>	
共通 141	<p>(2) 広域応援体制</p> <p>市長は、消防組織法第39条の規定により、災害が次のいずれかに該当する場合には「静岡県消防相互応援協定」等に基づき、協定している他の市町長等に対し応援要請を行う。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求める。</p> <p>ア 発災市町等において発生した災害が協定を締結している市町等（以下「応援市町等」という。）に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合</p> <p>イ 発災市町等の消防力によっては<u>防御</u>が著しく困難と認める場合</p> <p>ウ 発災市町等を災害から<u>防御</u>するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(2) 広域応援体制</p> <p><u>ア 市長は、消防組織法第 39 条の規定により、災害が次のいずれかに該当する場合には「静岡県消防相互応援協定」等に基づき、協定している他の市町長等に対し応援要請を行う。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求める。</u></p> <p><u>(ア) 発災市町等において発生した災害が協定を締結している市町等（以下「応援市町等」という。）に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合</u></p> <p><u>(イ) 発災市町等の消防力によっては<u>防ぎよ</u>が著しく困難と認める場合</u></p> <p><u>(ウ) 発災市町等を災害から<u>防ぎよ</u>するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合</u></p> <p><u>イ 消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化に</u></p>	<p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正）</p> <p>法令の改正及び国基本</p>

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 141	<p>(略)</p> <p>(3) 大規模林野火災対策 <u>(新設)</u></p> <p>市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある場合は、消防ヘリコプターによる空中消火活動を行う。</p> <p><u>また</u>、市は、あらかじめ定められたところにより、地上において消防機関による空中消火活動を支援する。 <u>(新設)</u></p>	<p><u>も的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請する。また、県は、必要に応じ、又は被災市町からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うものとする。</u></p> <p><u>ウ 県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 大規模林野火災対策</p> <p><u>ア 市及び県は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。</u></p> <p><u>イ 市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある場合は、消防ヘリコプターによる空中消火活動を行う。</u></p> <p><u>ウ 市は、あらかじめ定められたところにより、地上において消防機関による空中消火活動を支援する。</u></p> <p><u>エ 林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、市は、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮する。</u></p>	<p>計画等の修正に伴うもの（岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正）</p> <p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正）</p> <p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正）</p>

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 142	(4)～(6) (略) <b>第32節 応援協力計画</b> (略)	(4)～(6) (略) <b>第32節 応援協力計画</b> (略)	正)
共通 142	1 県への応援要請 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 (略)	1 県への応援要請 <u>(1) 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</u> (略) <u>(2) 市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようするため必要があると認めるときは、県に対し、<u>指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請</u>をするよう求める。</u> <u>(3) 市は、上記の要求ができない場合には、その旨及び市の地域における災害の状況を<u>指定行政機関又は指定地方行政機関に通知</u>する。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついたまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（災対法改正（市町村による指定行政機関等への応急措置の実施の要請等）） 法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（災対法改正（市町村による指定行政機関等への応急措置の実施の要請等））
共通 143	2、3 (略) 4 緊急消防援助隊の要請 (1) 応援要請 市長は、地震等の大規模災害時における災害の発生状況から、人命救助、消火、救急活動等において、本市の消防力及び県内消防機関の応援だけ	2、3 (略) 4 緊急消防援助隊の要請 (1) 応援要請 市長は、地震等の大規模災害時における災害の発生状況から、人命救助、消火、救急活動等において、本市の消防力及び県内消防機関の応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知	

## 令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>では十分な対応がとれないと判断したときは、知事に対し、消防組織法第44条に基づき、<u>県外消防機関の応援</u>を要請する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>事に対し、消防組織法第44条に基づき、<u>緊急消防援助隊の派遣</u>を要請する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（正式名称に修正）
共通 144	第33節 (略)	第33節 (略)	
共通 145	<p>第34節 自衛隊派遣要請の要求計画</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 自衛隊派遣要請の要求</p> <p>大規模災害発生時など市民の生命及び財産を脅かすおそれがある場合は、自衛隊の派遣要請の必要性を早期に見極めた上で、緊急性が高い場合には直ちに派遣要請を決定する。その際、派遣要請にあたっては、市長は、知事に連絡するとともに必要事項等を明示した文書をもって、自衛隊の派遣要請を要求する。</p>	<p>第34節 自衛隊派遣要請の要求計画</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 自衛隊派遣要請の要求</p> <p>大規模災害発生時など市民の生命及び財産を脅かすおそれがある場合は、自衛隊の派遣要請の必要性を早期に見極めた上で、緊急性が高い場合には直ちに派遣要請を決定する。その際、派遣要請にあたっては、市長は、知事に連絡するとともに<u>次の</u>必要事項等を明示した文書をもって、自衛隊の派遣要請を要求する。</p> <p><u>(1) 災害の情況及び派遣を要請する事由</u></p> <p><u>(2) 派遣を希望する期間</u></p> <p><u>(3) 派遣を希望する区域及び活動内容</u></p> <p><u>(4) その他参考となるべき事項</u></p>	記載内容の整理（本市においては必要な内容の追加）
共通 145	<p>3 災害派遣要請の要件等</p> <p>(略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 災害派遣要請の要求手続</p>	<p>3 災害派遣要請の要件等</p> <p>(略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 災害派遣要請の要求手続</p>	

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>ア 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、県防災行政無線等<u>又は</u>口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>ア 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、県防災行政無線等<u>により</u>口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>	記載内容の整理（本市においては必要な内容の追加）
共通 148	<b>第 35 節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画</b> (略)	<b>第 35 節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画</b> (略)	
共通 148	<p>1 支援要請の範囲 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>巡視船</u>を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 支援要請依頼の手続 (略)</p> <p>また、知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁（清水海上保安部又は下田海上保安部）の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の<u>巡視</u>船艇若し</p>	<p>1 支援要請の範囲 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>船舶</u>を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 支援要請依頼の手続 (略)</p> <p>また、知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁（清水海上保安部又は下田海上保安部）の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の船艇若しくは</p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（表現の適正化）  法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 148	<p>くは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><b>第 36 節 電力施設災害応急対策計画</b> (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急対策の実施 中部電力株式会社が定める「防災業務計画」及び中部電力パワーグリッド株式会社が定める「中部電力パワーグリッド株式会社防災業務計画」による。</p> <p><b>第 37～39 節 (略)</b></p>	<p>航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><b>第 36 節 電力施設災害応急対策計画</b> (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急対策の実施 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社の3社連名で定める「防災業務計画」による。</p> <p><b>第 37～39 節 (略)</b></p>	<p>の（表現の適正化）</p> <p>記載内容の整理</p>
共通 154	<p><b>第 40 節 災害ボランティア活動支援計画</b> (略)</p> <p>1 災害ボランティア本部の設置及び運営 ・市は、災害ボランティアの必要性に応じて、(福)静岡市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等で構成する災害ボランティア情報共有会議を開催し、同会議における情報交換の結果等を踏まえ、災害ボランティア本部を設置する必要があると判断したときは、災害ボランティア本部を設置し、これを運営する。ただし、同会議を開催するいとまがないときは、(福)静岡市社会福祉協議会と協議のうえ、災害ボランティア本部を設置し、これを運営する。</p>	<p><b>第 40 節 灾害ボランティア活動支援計画</b> (略)</p> <p>1 災害ボランティア本部の設置及び運営 ・市は、災害ボランティアの必要性に応じて、(福)静岡市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等で構成する災害ボランティア本部災害時運営連絡会を開催し、同会における情報交換の結果等を踏まえ、災害ボランティア本部を設置する必要があると判断したときは、災害ボランティア本部を設置し、これを運営する。ただし、同会を開催するいとまがないときは、(福)静岡市社会福祉協議会と協議のうえ、災害ボランティア本部を設置し、これを運営する。</p> <p>(略)</p>	<p>記載内容の整理</p> <p>記載内容の整理</p>

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 155	<p>(略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p><b>第41節 通訳ボランティア活動支援計画</b></p> <p>市は、一般財団法人静岡市国際交流協会と協力し、<u>通訳ボランティア</u>の能力が発揮され、被災地の復興に最大限にいかされるよう、その自主性・主体性を尊重しつつ、活動を支援する。</p> <p>1 静岡市災害多言語支援センターの設置及び運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、<u>災害対策本部を設置した</u>場合、一般財団法人静岡市国際交流協会の事務局長を長とする災害多言語支援センターを適切な場所に設置する。</li> </ul> <p>・災害多言語支援センターは、外国人に関する情報の収集、<u>外国人向けの情報提供</u>、<u>通訳ボランティア</u>の受付、<u>通訳ボランティア</u>の派遣等を行う。</p> <p>・(略)</p> <p>2 多言語支援活動に関する情報の提供</p> <p>市は、外国人等の被災状況や避難状況を把握し、多言語化が必要とされる情報を災害多言語支援センターに的確に提供する。</p> <p>3 (略)</p> <p><b>第42節 (略)</b></p>	<p>2、3 (略)</p> <p><b>第41節 通訳ボランティア活動支援計画</b></p> <p>市は、一般財団法人静岡市国際交流協会と協力し、<u>多言語支援に携わる通訳支援者等</u>の能力が発揮され、被災地の復興に最大限にいかされるよう、その自主性・主体性を尊重しつつ、活動を支援する。</p> <p>1 静岡市災害多言語支援センターの設置及び運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、<u>災害が発生した</u>場合、<u>日本語の分からない市民の生命と財産を守るために、一般財団法人静岡市国際交流協会と協議し、一般財団法人静岡市国際交流協会の事務局長を長とする災害多言語支援センターを適切な場所に設置する。</u></li> <li>災害多言語支援センターは、<u>日本語が分からない</u>外国人等に関する情報の収集、情報提供、<u>多言語支援に携わる通訳支援者等</u>の受付、派遣等を行う。</li> </ul> <p>・(略)</p> <p>2 多言語支援活動に関する情報の提供</p> <p>市は、<u>日本語の分からない</u>外国人等の被災状況や避難状況を把握し、多言語化が必要とされる情報を災害多言語支援センターに的確に提供する。</p> <p>3 (略)</p> <p><b>第42節 (略)</b></p>	<p>記載内容の整理</p> <p>記載内容の整理</p> <p>記載内容の整理</p> <p>記載内容の整理</p>
共通 155			

令和7年度 静岡市地域防災計画（共通対策編）修正案 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 157	<b>第4章 災害復旧計画</b> (略)	<b>第4章 災害復旧計画</b> (略)	
共通 157	<b>第1節 (略)</b>	<b>第1節 (略)</b>	
共通 157	<b>第2節 被災者の支援</b> (略)	<b>第2節 被災者の支援</b> (略)	
共通 157	1 国・県 <u>への要望</u> <u>(新設)</u>  市は、国・県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。 2～4 (略)	1 国・県 <u>との連携等</u> <u>・総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）が特別行政相談（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設）を実施する場合、適時・的確に連絡・調整を図るなど、円滑な相談活動の実施について協力する。</u> <u>・市は、国・県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。</u> 2～4 (略)	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（指定地方行政機関の追加 令和7年6月10日付け内閣府告示第97号）
共通 158	5 被災者（自立）生活再建支援金の申請受付け等 被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認等必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。 6、7 (略)	5 被災者（自立）生活再建支援金の申請受付け等 被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認等必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人 <u>（静岡県）</u> により委託された事務を迅速に実施する。 6、7 (略)	記載内容の整理
共通 158	<b>第3～8節 (略)</b>	<b>第3～8節 (略)</b>	

現行頁	旧	新	備考
	<p>静岡市地域防災計画 (令和<u>7</u>年1月修正) 風水害対策編</p>	<p>静岡市地域防災計画 (令和<u>8</u>年1月修正) 風水害対策編 <u>【修正案】</u></p>	

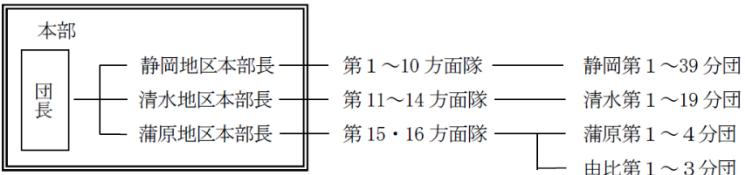
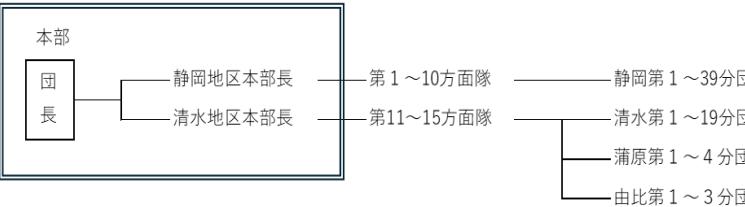
現行頁	旧	新	備考
風水害1	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	
風水害1	<b>第1～6節 (略)</b>	<b>第1～6節 (略)</b>	
風水害9	<b>第7節 予想される災害と地域</b> <p>1 風水害 (略)</p> <p>(1) 安倍川流域（一級河川） 安倍川は<u>県下</u>でも有数の急流河川であり、ほぼ直線的に駿河湾に注いでいる。また、流域の地質は脆弱で大谷崩れなど崩壊地等から膨大な砂流出が発生する急流土砂河川である。河口部で合流する支川の丸子川沿川の下川原地区などの低平地では内水氾濫による被害が発生している。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2、3 (略)</p>	<b>第7節 予想される災害と地域</b> <p>1 風水害 (略)</p> <p>(1) 安倍川流域（一級河川） 安倍川は<u>県内</u>でも有数の急流河川であり、ほぼ直線的に駿河湾に注いでいる。また、流域の地質は脆弱で大谷崩れなど崩壊地等から膨大な砂流出が発生する急流土砂河川である。河口部で合流する支川の丸子川沿川の下川原地区などの低平地では内水氾濫による被害が発生している。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2、3 (略)</p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（県計画の修正に伴う修正（表現の適正化））
風水害11	<b>第2章 災害予防計画</b>	<b>第2章 災害予防計画</b>	
風水害11	<b>第1節 河川の災害予防計画</b> (略)	<b>第1節 河川の災害予防計画</b> (略)	
風水害13	<p>1～4 (略)</p> <p>5 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項 (1) 検討事項及び地域防災計画への反映 市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項 (1) 検討事項及び地域防災計画への反映 市は、洪水浸水想定区域<u>又は高潮浸水想定区域</u>の指定があったとき、<u>雨水出水浸水想定区域の指定をしたときは</u>、地域防災計画において、少なくとも当</p>	記載内容の整理（県計画の記載内容に合わせた修正）

現行頁	旧	新	備考
風水害15	<p>経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p><b>第2節 (略)</b></p>	<p>該浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法（<a href="#">水防法第15条第1項第1号</a>）、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、<a href="#">雨水出水又は高潮</a>に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、<a href="#">雨水出水時、高潮時</a>の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p><b>第2節 (略)</b></p>	<p>県計画の修正に伴う修正（記載内容の整理）</p> <p>記載内容の整理（県計画の記載内容に合わせた修正）</p>
風水害15	<p><b>第3節 防災知識の普及計画</b></p> <p>(略)</p> <p>・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、<a href="#">防災マップ</a>、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。</p> <p>(略)</p> <p>・土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。</p> <p>(略)</p> <p>・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防</p>	<p><b>第3節 防災知識の普及計画</b></p> <p>(略)</p> <p>・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成する。住民等への周知にあたっては、印刷物の配布や地理情報システム（GIS）等Webサイトへの掲載などにより行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成する。住民等への周知にあたっては、印刷物の配布や地理情報システム（GIS）等Webサイトへの掲載などにより行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防</p>	<p>記載内容の整理</p> <p>記載内容の整理</p>

## 令和7年度 静岡市地域防災計画（風水害対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
風水害16	<p>止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するよう努める。</p> <p><b>第4節 (略)</b></p>	<p>止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するよう努める。</p> <p><b>第4節 (略)</b></p>	記載内容の整理
風水害16	<p><b>第5節 警戒避難体制整備計画</b></p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土砂災害</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市における警戒避難体制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 情報の収集</p> <p><u>市雨量観測網</u>のほか、静岡県土木総合防災情報（サイボスレーダー）、気象庁の「地域気象観測システム（通称アメダス）」、「<u>防災情報提供システム</u>」や土砂災害警戒情報等を活用し、情報を収集する。</p> <p>ウ～オ (略)</p>	<p><b>第5節 警戒避難体制整備計画</b></p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土砂災害</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市における警戒避難体制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 情報の収集</p> <p><u>静岡市内部災害情報システム</u>のほか、静岡県土木総合防災情報（サイボスレーダー）、気象庁の「地域気象観測システム（通称アメダス）」、「<u>キキクル</u>」や土砂災害警戒情報等を活用し、情報を収集する。</p> <p>ウ～オ (略)</p>	記載内容の整理（最新の状況に修正）
風水害17	<p><b>第6、7節 (略)</b></p>	<p><b>第6、7節 (略)</b></p>	
風水害18	<p><b>第3章 災害応急対策</b></p>	<p><b>第3章 災害応急対策</b></p>	
風水害16	<p><b>第1節 (略)</b></p>	<p><b>第1節 (略)</b></p>	
風水害20	<p><b>第2節 配備体制</b> <b>【水防】</b></p> <p>1 (略))</p>	<p><b>第2節 配備体制</b> <b>【水防】</b></p> <p>1 (略)</p>	

令和7年度 静岡市地域防災計画（風水害対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
風水害 20	2 静岡市水防団及び消防団の配備体制 (略) (1) (略) (2) 静岡市消防団 ア 組織 (略)	2 静岡市水防団及び消防団の配備体制 (略) (1) (略) (2) 静岡市消防団 ア 組織 (略)	
風水害 21			記載内容の整理（最新の状況に修正）
風水害 25	(略) イ (略) (3) (略)	(略) イ (略) (3) (略)	
風水害 25	<b>第3節</b> (略)	<b>第3節</b> (略)	
風水害 25	<b>第4節 協力応援 【水防】</b> 1 河川管理者の協力及び援助 (1) 中部及び関東地方整備局の協力 (略) ア～オ (略) カ 国土交通省の災害対策用車両等の派遣 (ア) (略) (イ) 国土交通省災害対策用車両等の派遣要請を	<b>第4節 協力応援 【水防】</b> 1 河川管理者の協力及び援助 (1) 中部及び関東地方整備局の協力 (略) ア～オ (略) カ 国土交通省の災害対策用車両等の派遣 (ア) (略) (イ) 国土交通省災害対策用車両等の派遣要請を	

令和7年度 静岡市地域防災計画（風水害対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考						
風水害 27	<p>する場合には、静岡河川事務所管理課へ直接電話で連絡して、その際に使用(派遣)場所(位置図)、使用(派遣)車両、使用(派遣)期間、受入担当者の連絡先等必要な事項をFAXにより通知する。</p> <table border="1"> <tr> <td>静岡河川事務所 管理課</td><td>TEL 054-273-<b>9100</b></td><td>FAX 054-205-1213</td></tr> </table> <p>(2)～(3) (略) 2、3 (略)</p> <p>4 自衛隊の派遣要請の要求 市長は、市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、法第68条の2に基づき、知事に対し、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定による要請をするよう求める。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにする。</p> <p><u>① 災害の状況及び派遣要請を要求する事由</u>  <u>② 派遣を希望する期間</u>  <u>③ 派遣を希望する区域及び活動内容</u>  <u>④ 派遣部隊が展開できる場所</u>  <u>⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項</u></p> <p>(略)</p> <p>5、6 (略)</p>	静岡河川事務所 管理課	TEL 054-273- <b>9100</b>	FAX 054-205-1213	<p>する場合には、静岡河川事務所管理課へ直接電話で連絡して、その際に使用(派遣)場所(位置図)、使用(派遣)車両、使用(派遣)期間、受入担当者の連絡先等必要な事項をFAXにより通知する。</p> <table border="1"> <tr> <td>静岡河川事務所 管理課</td><td>TEL 054-273-<b>9105</b></td><td>FAX 054-205-1213</td></tr> </table> <p>(2)～(3) (略) 2、3 (略)</p> <p>4 自衛隊の派遣要請の要求 市長は、市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、法第68条の2に基づき、知事に対し、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定による要請をするよう求める。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにする。</p> <p><u>(1) 災害の状況及び派遣を要請する事由</u>  <u>(2) 派遣を希望する期間</u>  <u>(3) 派遣を希望する区域及び活動内容</u>  <u>(4) その他参考となるべき事項</u></p> <p>(略)</p> <p>5、6 (略)</p>	静岡河川事務所 管理課	TEL 054-273- <b>9105</b>	FAX 054-205-1213	<p>記載内容の整理（連絡先の変更）</p> <p>記載内容の整理（県計画の記載内容に合わせた修正）</p>
静岡河川事務所 管理課	TEL 054-273- <b>9100</b>	FAX 054-205-1213							
静岡河川事務所 管理課	TEL 054-273- <b>9105</b>	FAX 054-205-1213							

令和7年度 静岡市地域防災計画（風水害対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考												
風水害 28	第5～7節 (略)	第5～7節 (略)													
風水害 30	<p>第8節 気象予報等の情報収集、伝達</p> <p>1 雨量・水位の観測 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の内容</th><th>提供方法及びURL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td><td><u>(新設)</u></td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>	情報の内容	提供方法及びURL	(略)	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<p>第8節 気象予報等の情報収集、伝達</p> <p>1 雨量・水位の観測 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の内容</th><th>提供方法及びURL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>巴川流域の浸水情報</u></td><td><u>巴川浸水情報システム</u> <a href="https://tomoegawa-system.jp/">https://tomoegawa-system.jp/</a></td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>	情報の内容	提供方法及びURL	(略)	(略)	<u>巴川流域の浸水情報</u>	<u>巴川浸水情報システム</u> <a href="https://tomoegawa-system.jp/">https://tomoegawa-system.jp/</a>	記載内容の整理（最新の状況に修正）
情報の内容	提供方法及びURL														
(略)	(略)														
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>														
情報の内容	提供方法及びURL														
(略)	(略)														
<u>巴川流域の浸水情報</u>	<u>巴川浸水情報システム</u> <a href="https://tomoegawa-system.jp/">https://tomoegawa-system.jp/</a>														
風水害 31	<p>3 伝達の方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ウェブサイト(市ホームページ、<u>防災情報ポータルサイト</u> <u>(https://portal.bosai.city.shizuoka.jp/)</u>)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 緊急情報防災ラジオ(コミュニティFM放送(<u>FM-Hi</u> 76.9MHz、<u>マリンパル 76.3MHz</u>))</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>3 伝達の方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ウェブサイト(市ホームページ、<u>静岡市防災ナビ</u> <u>、巴川浸水情報システム</u>)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 緊急情報防災ラジオ(コミュニティFM放送(<u>S-Wave</u> 76.9MHz))</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	記載内容の整理（最新の状況に修正）												
風水害 31	第9節 洪水予報 <b>【水防】</b> (略)	第9節 洪水予報 <b>【水防】</b> (略)	記載内容の整理（社名変更による放送局名の修正）												

令和7年度 静岡市地域防災計画（風水害対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考																								
風水害 32	<p>1 安倍川洪水予報計画 平成5年3月26日 運輸省・建設省 告示第3号 (1)～(3) (略) (4) 洪水予報の発表及び解除の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>発表基準</th><th>摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)</td><td>基準地点の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき</td><td>同上</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	種類	発表基準	摘要	(略)	(略)	(略)	氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき	同上	(略)	(略)	(略)	<p>1 安倍川洪水予報計画 平成5年3月26日 運輸省・建設省 告示第3号 (1)～(3) (略) (4) 洪水予報の発表及び解除の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>発表基準</th><th>摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)</td><td>急激な水位上昇により、まもなく氾濫水位を超えると水位の上昇が見込まれると、あるいは氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき</td><td>同上</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	種類	発表基準	摘要	(略)	(略)	(略)	氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)	急激な水位上昇により、まもなく氾濫水位を超えると水位の上昇が見込まれると、あるいは氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき	同上	(略)	(略)	(略)	県水防計画の修正に伴う修正
種類	発表基準	摘要																									
(略)	(略)	(略)																									
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき	同上																									
(略)	(略)	(略)																									
種類	発表基準	摘要																									
(略)	(略)	(略)																									
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)	急激な水位上昇により、まもなく氾濫水位を超えると水位の上昇が見込まれると、あるいは氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき	同上																									
(略)	(略)	(略)																									
風水害 34	<p><b>第10節 水防警報等 【水防】</b></p> <p>1 国土交通大臣が行う水防警報等とその措置 (略) (1)～(5) (略)</p> <p>&lt;海岸&gt; (略) (1) (略)</p>	<p><b>第10節 水防警報等 【水防】</b></p> <p>1 国土交通大臣が行う水防警報等とその措置 (略) (1)～(5) (略)</p> <p>&lt;海岸&gt; (略) (1) (略)</p>																									
風水害 37	<p>(2) 水防警報の対象高波観測所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>海岸名</th><th>観測</th><th>所管</th><th>所在地</th><th>位置</th><th>現況</th></tr> </thead> </table>	海岸名	観測	所管	所在地	位置	現況	<p>(2) 水防警報の対象高波観測所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>海岸名</th><th>観測</th><th>所管</th><th>所在地</th><th>位置</th><th>現況</th></tr> </thead> </table>	海岸名	観測	所管	所在地	位置	現況													
海岸名	観測	所管	所在地	位置	現況																						
海岸名	観測	所管	所在地	位置	現況																						

令和7年度 静岡市地域防災計画（風水害対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧					新					備考	
		所名			堤防高		所名			堤防高		
	富士海岸 (蒲原)	鮫島	国土交通省 <u>沼津</u> 河川国 道事務所	富士市鮫島	沖合距離 約 0.40 km 設置水深 -39m	12.0 ～ 15.0m	富士海岸 (蒲原)	鮫島	国土交通省 <u>静岡</u> 河川事 務所	富士市鮫 島	沖合距離 約 0.40 km 設置水深 -39m	12.0 ～ 15.0m
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
風水害 41	(3)、(4) (略) 2 (略)					(3)、(4) (略) 2 (略)					県水防計画の修正に 伴う修正	
風水害 42	<b>第 11 節 (略)</b>					<b>第 11 節 (略)</b>						
風水害 42	<b>第 12 節 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸 送 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【水防】</span></b>					<b>第 12 節 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸 送 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【水防】</span></b>						
	1 資器材の整備 (1)～(4) (略) <u>(新設)</u>					1 資器材の整備 (1)～(4) (略) <u>(5) 県は、広域かつ多数の被害に対し、被災から迅速 に応急復旧を行えるよう、水防資材ストックヤード を整備し、コンクリートブロック等の水防資材を備 蓄するとともに備蓄資材が使用又は損傷により不足 を生じた場合は、すみやかに補充しておくものとす る。なお、県内水防資機材ストックヤードの整備状 況は、◇資料編4-〇による。</u> ◇資料編4-〇： <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【水防】</span> <u>県内水防資機材ストックヤード 一覧</u>						県水防計画の修正に 伴う修正

令和7年度 静岡市地域防災計画（風水害対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
	2 (略) 第13～21節 (略)	2 (略) 第13～21節 (略)	

現行頁	旧	新	備考
	<p>静岡市地域防災計画 (令和<u>7</u>年1月修正) 地震対策編</p>	<p>静岡市地域防災計画 (令和<u>8</u>年1月修正) 地震対策編 <u>【修正案】</u></p>	

令和7年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
地震 1	<b>第1章 総則</b> (略)	<b>第1章 総則</b> (略)	
地震 1	<b>第1～4節 (略)</b>	<b>第1～4節 (略)</b>	
地震 7	<b>第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> (略)	<b>第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> (略)	
地震 7	1～4 (略)	1～4 (略)	
地震 9	<b>5 指定地方行政機関</b> 総務省 東海 総合通信局  <u>(新設)</u>	<b>5 指定地方行政機関</b> 総務省 東海 総合通信局  <u>(新設)</u>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（指定地方行政機関の追加 令和7年6月10日付け内閣府告示第97号）
	財務省 東海 財務局 (静岡財務事務所)	財務省 東海 財務局 (静岡財務事務所)	
	農林水産省 関東農政局 (静岡県拠点)	農林水産省 関東農政局 (静岡県拠点)	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（農林水産省震災対応マニュアルを踏まえた修正）
	<u>食料需給に関する情報収集及び災害における関係機関、団体の被災状況の把握</u>	<u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</u> <u>ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設</u>	

令和7年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧		新	備考
地震 9			<p>及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</p> <p>イ 応急用食料・物資にの支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</p> <p>ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</p> <p>エ その他農林水産本省各局長、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</p>	
(略)	(略)		(略)	
国土交通省 中部地方整備局 (静岡河川事務所) (富士砂防事務所) (静岡国道事務所) (清水港湾事務所)	(略) (1) (略) (2) 初動対応 ア 所管施設の緊急点検の実施 イ 地方整備局災害対策本部等の指示により <u>情報連絡員（リエゾン）</u> 及び緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策	国土交通省 中部地方整備局 (静岡河川事務所) (富士砂防事務所) (静岡国道事務所) (清水港湾事務所)	(略) (1) (略) (2) 初動対応 ア 所管施設の緊急点検の実施 イ 地方整備局災害対策本部等の指示により緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに	記載内容の整理（緊急災害対策派遣隊に情報連絡員が含まれるため）

# 令和7年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧		新	備考
地震 9	<p>国土交通省 関東地方整備局 (甲府河川国道事務所)</p> <p>に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の提供 (3) (略)</p> <p>(略)</p>	(略)	<p>国土交通省 関東地方整備局 (甲府河川国道事務所)</p> <p>に、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、<u>道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき</u>、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の提供 (3) (略)</p> <p>(略)</p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（道路啓開の策定主体を記載（道路法第二十二条））
地震 16	<p>6～9 (略)</p> <p><b>第2章 平常時対策</b></p> <p>(略)</p>		<p>6～9 (略)</p> <p><b>第2章 平時対策</b></p> <p>(略)</p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（表現の適正化）
地震 16	<p><b>第1節 防災思想の普及</b></p> <p>(略)</p> <p>1～5 (略)</p>		<p><b>第1節 防災思想の普及</b></p> <p>(略)</p> <p>1～5 (略)</p>	記載内容の整理
地震 19	<p>6 <u>通訳ボランティアの養成及び</u>組織化等の推進及び啓発</p> <p>(1) 通訳ボランティアの養成及び組織化 市は、一般財団法人静岡市国際交流協会と協力し、<u>通訳ボランティアを養成する研修</u>や、災害多言語支援センターの開設及び運営等の訓練を計画し、実施するとともに、<u>通訳ボランティア関連団体の組織化やネットワーク化を推進する。</u></p>		<p>6 <u>多言語支援活動の</u>組織化等の推進及び啓発</p> <p>(1) 多言語支援活動の組織化 市は、一般財団法人静岡市国際交流協会と協力し、<u>協力団体からの多言語支援に携わる通訳支援者等の確保</u>や、災害多言語支援センターの開設及び運営等の訓練を計画し、実施する。</p>	記載内容の整理

# 令和7年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
	<p>(2) <u>通訳ボランティア</u>活動に関する市民の啓発や参加促進</p> <p><u>通訳ボランティア</u>の能力が最大限に発揮され、被災地の復興に生かされるよう、地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、<u>災害ボランティア</u>活動に対する市民の啓発や参加促進などに努める。</p> <p>7 (略)</p>	<p>(2) <u>多言語支援</u>活動に関する市民の啓発や参加促進</p> <p><u>多言語支援に携わる通訳者等</u>の能力が最大限に発揮され、被災地の復興に生かされるよう、地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、<u>多言語支援活動</u>に対する市民の啓発や参加促進などに努める。</p> <p>7 (略)</p>	記載内容の整理
地震 20	<b>第2節 自主防災活動</b> (略)	<b>第2節 自主防災活動</b> (略)	
地震 20	<p>1 市民の果たすべき役割 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～コ (略)</p> <p><u>カ</u> 地震動警報（緊急地震速報）を受信したときの適切な対応行動</p> <p><u>キ</u> 過去の災害から得られた教訓の伝承</p> <p><u>ク</u> 動物の飼い主は、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分（できれば7日分以上が望ましい））</p> <p>(2)、(3) (略)</p>	<p>1 市民の果たすべき役割 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～コ (略)</p> <p><u>サ</u> 地震動警報（緊急地震速報）を受信したときの適切な対応行動</p> <p><u>シ</u> 過去の災害から得られた教訓の伝承</p> <p><u>ス</u> 動物の飼い主は、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分（できれば7日分以上が望ましい））</p> <p>(2)、(3) (略)</p>	記載内容の整理（誤字修正）
地震 21	2～4 (略)	2～4 (略)	
地震 22	<b>第3節 (略)</b>	<b>第3節 (略)</b>	
地震 25	<b>第4節 地震・津波災害予防対策の推進</b> (略)	<b>第4節 地震・津波災害予防対策の推進</b> (略)	

## 令和7年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
地震 25	1～12（略）	1～12（略）	
地震 36	<p>13 緊急輸送活動体制の整備 ・（略） ・道路管理者及び港湾管理者は、発災後の道路及び港湾の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路管理者は国が作成する道路啓開等の計画も踏まえて、建設業協会等との協定の締結に努めるものとする。</p> <p>・道路管理者は災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備のほか、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。</p>	<p>13 緊急輸送活動体制の整備 ・（略） ・道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の道路、港湾及び漁港の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路管理者は道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開等の計画も踏まえて、建設業協会等との協定の締結に努めるものとする。</p> <p>・道路管理者は、災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備のほか、市は、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。</p>	<p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（道路啓開の策定主体を記載（道路法第二十二条））</p> <p>記載内容の整理</p>
地震 36	14～19（略）	14～19（略）	
地震 38	<p><b>第3章 地震防災施設緊急整備計画</b></p> <p>（略）</p>	<p><b>第3章 地震防災施設緊急整備計画</b></p> <p>（略）</p>	
地震 38	<p><b>第1節 地震防災施設整備方針</b></p> <p>（略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 地域の防災構造化 （略）</p> <p>（1）避難地の整備 （略）</p> <p>表 3-1 地域防災の構造化（避難地）</p>	<p><b>第1節 地震防災施設整備方針</b></p> <p>（略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 地域の防災構造化 （略）</p> <p>（1）避難地の整備 （略）</p> <p>表 3-1 地域防災の構造化（避難地）</p>	

令和7年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧			新			備考
	事業名	事業概要	事業計画	事業名	事業概要	事業計画	
地震 39							
	事業名	事業概要	事業計画	事業名	事業概要	事業計画	
		(仮称) 向ヶ丘公園 <u>(仮称) 高橋中・西ふ れあい公園</u> <u>(仮称) 梅が岡公園</u> <u>(仮称) 片山1号公園</u> <u>(仮称) 瀬名中央高架 下公園</u> <u>(仮称) 中島一号公園</u> <u>(仮称) 中島堤下公園</u> (仮称) 堤町公園 (仮称) 清水竜南公園 (仮称) 西千代田公園	整備面積：約 1.21ha <u>整備面積：約 0.18ha</u> <u>整備面積：約 0.17ha</u> <u>整備面積：約 0.16ha</u> <u>整備面積：約 0.12ha</u> <u>整備面積：約 0.39ha</u> <u>整備面積：約 0.24ha</u> 整備面積：約 0.21ha 整備面積：約 0.07ha 整備面積：約 0.19ha		(仮称) 向ヶ丘公園	整備面積：約 1.21ha	事業計画の更新（完 成した公園（3か所）を削除
	公園事業			公園事業	(仮称) 堤町公園 (仮称) 清水竜南公園 (仮称) 西千代田公園 <u>(仮称) 三保掛脇公園</u> <u>(仮称) 大内新田公園</u> <u>日本平公園</u>	整備面積：約 0.21ha 整備面積：約 0.07ha 整備面積：約 0.19ha <u>整備面積：約 1.24ha</u> <u>整備面積：約 0.51ha</u> <u>整備面積：約 24.2ha</u>	広域避難地又は一時 避難に指定しない公 園の削除（高架下公 園3か所）
		(2)～(6) (略)			(2)～(6) (略)		事業計画の更新
地震 40		<u>(新設)</u>			<u>(7) 緊急物資集積所の整備</u> <u>災害時、広域物資輸送拠点の拠点として、緊急物 資の集積配分業務を円滑に行うため、緊急物資集積 所の整備を図る。整備にあたり、次表の施設を、緊 急物資集積所として指定する。</u> <u>表〇-〇 緊急物資集積所に係る整備事業</u>		静岡市アリーナ基本 計画策定に伴う追加
				事業名	事業概要	事業計画	
				施設整備事業	静岡市アリーナ	整備面積：約 25,000 m <sup>2</sup>	

# 令和 7 年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考						
地震 40	<p><u>(新設)</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p><b>第 2 節 地震対策緊急整備事業計画</b></p> <p>大規模地震による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和 55 年度から令和 6 年度までの 45 年間である。</p>	<p><u>(8) 避難所の整備</u></p> <p><u>既成市街地及びその周辺地域では、避難者の受入能力の向上、ライフライン（電気、水等）の確保その他避難の阻害要因の解消を目的として、次に掲げる施設を整備し、整備後に避難所として指定する。</u></p> <p><u>表 ○-○ 避難所に係る整備事業</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>事業概要</th><th>事業計画</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>施設整備事業</u></td><td><u>静岡市アリーナ</u></td><td><u>整備面積：約 25,000 m<sup>2</sup></u></td></tr> </tbody> </table> <p>3～6 (略)</p> <p><b>第 2 節 地震対策緊急整備事業計画</b></p> <p>大規模地震による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和 55 年度から令和 6 年度までの 45 年間である。</p> <p><u>なお、本計画は令和 7 年度から令和 11 年度まで 5 年間延長見込みである。</u></p>	事業名	事業概要	事業計画	<u>施設整備事業</u>	<u>静岡市アリーナ</u>	<u>整備面積：約 25,000 m<sup>2</sup></u>	静岡市アリーナ基本計画策定に伴う追加
事業名	事業概要	事業計画							
<u>施設整備事業</u>	<u>静岡市アリーナ</u>	<u>整備面積：約 25,000 m<sup>2</sup></u>							
地震 41	<p><b>第 3 節～第 5 節 (略)</b></p> <p><b>第 4 章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第 3 節～第 5 節 (略)</b></p> <p><b>第 4 章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応</b></p> <p>(略)</p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の改正（令和 7 年 3 月）に伴う修正）						
地震 43									

令和7年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
地震 43	<p><b>第1節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の措置</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 (1) (略)</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知 市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。 市及び県は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p><b>第1節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の措置</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 (1) (略)</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知 市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。 市及び県は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認するほか、すぐに避難を行える態勢を維持する等、防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（内閣府の資料を踏まえた修正）
地震 45	<p>4 災害対策本部設置時 市内で強い地震動を観測するなど、既に災害対策本部が設置されている場合、災害対策本部で対応する。</p>	<p>4 災害対策本部設置時 市内で強い揺れが観測された場合、または津波警報が発表されるなど既に災害対策本部が設置されている時は、災害対策本部で対応する。</p>	記載内容の整理（具体的な事例を追記）
地震 45	<p><b>第2節 避難対策等</b></p>	<p><b>第2節 避難対策等</b></p>	

令和7年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
地震 45	<p>1 地域住民等の避難行動等            (1) (略)            (2) 事前避難対象地域の設定            (略)            避難に一定の時間が必要な避難行動要支援者については、事前に避難することで安全性を高めることができることから、市は、高齢者等（避難行動要支援者）事前避難対象地域を以下の<u>通り</u>設定する。            ア (略)            イ 事前避難の対象者            静岡市避難行動要支援避難支援プランに基づく避難行動要支援者のうち、事前避難を必要とする者            (3)、(4) (略)            (5) 避難に関しての平時からの周知事項            (略)            市は、高齢者等事前避難対象地域内の<u>避難行動要支援者</u>等に対し、避難場所、避難方法及び家族との連絡方法等を<u>平常時</u>から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。            市は、高齢者等事前避難対象地域内の<u>避難行動要支援者</u>等以外の地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	<p>1 地域住民等の避難行動等            (1) (略)            (2) 事前避難対象地域の設定            (略)            避難に一定の時間が必要な避難行動要支援者については、事前に避難することで安全性を高めることができることから、市は、高齢者等（避難行動要支援者）事前避難対象地域を以下の<u>とおり</u>設定する。            ア (略)            イ 事前避難の対象者            静岡市避難行動要支援者避難支援プランに基づく避難行動要支援者のうち、事前避難を必要とする者  <u>（個別避難計画作成対象者）</u>            (3)、(4) (略)            (5) 避難に関しての平時からの周知事項            (略)            市は、高齢者等事前避難対象地域内の<u>事前避難の対象者</u>等に対し、避難場所、避難方法及び家族との連絡方法等を<u>平時</u>から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。            市は、高齢者等事前避難対象地域内の<u>事前避難の対象者</u>等以外の地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	表現の適正化 記載内容の整理 記載内容の整理（具体的な対象を明記） 記載内容の整理 記載内容の整理
地震 46			

令和7年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
地震 46	<p>(6) (略)</p> <p>2 避難所の設置及び運営</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所の設置及び避難生活</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 設置場所</p> <p>福祉避難所、ホテル<del>や</del>旅館等</p> <p>ウ、エ (略)</p>	<p>(6) (略)</p> <p>2 避難所の設置及び運営</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所の設置及び避難生活</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 設置場所</p> <p><u>避難所</u>、福祉避難所、ホテル<del>や</del>旅館等</p> <p>ウ、エ (略)</p>	記載内容の整理（自主避難者受入のため避難所を開設することを明記）
地震 47	第3節～第6節 (略)	第3節～第6節 (略)	
地震 48	<p>第7節 交通</p> <p>1 道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。</li> <li>・県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。</li> </ul> <p>2、3 (略)</p>	<p>第7節 交通</p> <p>1 道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。</li> <li>・県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。</li> </ul> <p><u>・市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制する。</u></p> <p><u>周知方法は、「共通対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害広報計画」に準ずる。</u></p> <p>2、3 (略)</p>	記載内容の整理（県計画の記載内容に合わせた修正）

現行頁	旧	新	備考
地震 48	<p><b>第8節 その他施設等に関する対策</b></p> <p>(新設)</p>	<p><b>第8節 市及び県が自ら管理等を行う施設等に関する対策</b></p> <p><b>1 防災上重要な施設に対する措置</b></p> <p>防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市及び県が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。</p> <p>(1) 港湾及び漁港施設等</p> <p>ア 海上交通の安全を確保するために、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。</p> <p>ウ 港湾および漁港が管理する水門・陸閘について、閉鎖状況及び閉鎖手順の確認等、津波の発生に備えた措置を講ずる。</p> <p>(2) 河川及び海岸保全施設</p> <p>ア 水門・樋門・陸閘について、閉鎖状況を確認し、津波の発生に備えて閉鎖手段を確認する。</p> <p>イ 施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を講ずる。</p> <p>ウ 管理システム、防災システム等の操作手順を確認し、必要な点検を実施する。</p> <p>(3) ダム、ため池及び用水路</p>	記載内容の整理（県計画の記載内容に合わせた修正）

地震 48	<p><u>ダム、ため池及び農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてダム、ため池からの放流、用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。</u></p> <p><u>(4) 道路</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。</u></p> <p><u>(5) 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等</u></p> <p>ア <u>土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための国・県・市町等の連絡体制を整える。</u></p> <p>イ <u>巨大地震発生時の土砂災害警戒情報の運用について、静岡地方気象台と確認する。</u></p> <p><u>(6) 工事中の公共施設、建築物、その他</u></p> <p><u>地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。</u></p> <p><u>(7) 本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎</u></p> <p><u>本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。</u></p> <p><u>(8) 水道水供給施設及び工業用水道施設</u></p>	記載内容の整理（県計画の記載内容に合わせた修正）
-------	---	--------------------------

令和7年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
地震 48		<p><u>溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。</u></p> <p><u>2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置</u>  <u>市が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。</u>  <u>なお、市以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応については、以下の内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 各施設が共通して定める事項</u></p> <p><u>ア 情報の伝達</u>  <u>イ 必要な事業を継続するための措置</u>  <u>ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置</u>  <u>エ 施設及び設備等の点検</u>  <u>オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置</u>  <u>カ 防災対応実施要員の確保等</u>  <u>キ 職員等の安全確保</u></p> <p><u>(2) 施設の特性に応じた主要な個別事項</u></p> <p><u>(1) 病院</u>  <u>耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。</u></p>	記載内容の整理（県計画の記載内容に合わせた修正）
地震 49	<p><u>1 各施設が共通して定める事項</u></p> <p><u>(1) 情報の伝達</u>  <u>(2) 必要な事業を継続するための措置</u>  <u>(3) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置</u>  <u>(4) 施設及び設備等の点検</u>  <u>(5) 地震に備えて普段以上に警戒する措置</u>  <u>(6) 防災対応実施要員の確保等</u>  <u>(7) 職員等の安全確保</u></p> <p><u>2 施設の特性に応じた主要な個別事項</u></p> <p><u>(1) 病院</u>  <u>耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。</u></p>	<p><u>(1) 各施設が共通して定める事項</u></p> <p><u>ア 情報の伝達</u>  <u>イ 必要な事業を継続するための措置</u>  <u>ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置</u>  <u>エ 施設及び設備等の点検</u>  <u>オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置</u>  <u>カ 防災対応実施要員の確保等</u>  <u>キ 職員等の安全確保</u></p> <p><u>(2) 施設の特性に応じた主要な個別事項</u></p> <p><u>ア 病院</u>  <u>耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。</u></p>	

## 令和7年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
地震 49	<p>また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。</p> <p><u>(2) 学校等</u></p> <p>児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について</p> <p>ア 高齢者等事前避難対象地域に位置することも園、小中学校等は1週間程度の休校措置を行う。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所へ避難誘導し、状況に応じて学校留め置き又は家族等への引渡しを実施する。</p> <p>イ 上記以外の地域にある学校等は、避難場所、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。</p> <p><u>(3) 社会福祉施設</u></p> <p>ア 入所者保護と引継ぎ方法</p> <p>情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定める</p>	<p>また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。</p> <p><u>1 学校等</u></p> <p>児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について</p> <p><u>(ア) 高齢者等事前避難対象地域に位置することも園、小中学校等は1週間程度の休校措置を行う。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所へ避難誘導し、状況に応じて学校留め置き又は家族等への引渡しを実施する。</u></p> <p><u>(イ) 上記以外の地域にある学校等は、避難場所、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。</u></p> <p><u>2 社会福祉施設</u></p> <p><u>(ア) 入所者保護と引継ぎ方法</u></p> <p>情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮し</p>	記載内容の整理（県計画の記載内容に合わせた修正）

## 令和7年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
地震 49	<p>ものとする。</p> <p>イ 要配慮者の事前避難と屋内安全確保</p> <p>なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は屋内安全確保も検討する。</p> <p>ウ 事前避難対象地域内の施設の対応</p> <p>事前避難対象地域内にある施設は、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等をあらかじめ定める。この場合において、要配慮者等の避難誘導について、配慮するものとする。</p>	<p>て、その内容を定めるものとする。</p> <p><b>(イ)</b> 要配慮者の事前避難と屋内安全確保</p> <p>なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は屋内安全確保も検討する。</p> <p><b>(ウ)</b> 事前避難対象地域内の施設の対応</p> <p>事前避難対象地域内にある施設は、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等をあらかじめ定める。この場合において、要配慮者等の避難誘導について、配慮するものとする。</p>	記載内容の整理（県計画の記載内容に合わせた修正）
地震 49	<b>第9節 (略)</b>	<b>第9節 (略)</b>	
地震 51	<b>第5章 災害応急対策</b>	<b>第5章 災害応急対策</b>	
地震 51	(略)	(略)	
地震 51	<b>第1節 防災関係機関の活動</b>	<b>第1節 防災関係機関の活動</b>	
地震 53	1～3 (略)	1～3 (略)	
地震 53	4 防災関係機関	4 防災関係機関	
	(1) (略)	(1) (略)	
地震 53	(2) 指定地方行政機関	(2) 指定地方行政機関	
	総務省東海総合通信局	(略)	
	総務省東海総合通信局	(略)	

令和7年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧		新	備考
地震 53	(新設)	(略)	<u>総務省中部管区行政評価局</u> <u>(静岡行政監視行政相談センター)</u> <u>被災者への生活支援情報の提供</u> <u>専用電話を備えた相談窓口の開放</u> <u>特別行政相談所の開設</u>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（指定地方行政機関の追加 令和7年6月10日付け内閣府告示第97号）
	財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	(略)	財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	(略)
	農林水産省関東農政局静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	<u>農林水産省各局、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</u> <u>農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u> <u>応急用食料・物資に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u> <u>静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び</u>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（農林水産省震災対応マニュアルを踏まえた修正）

令和7年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧		新		備考
地震 53				<u>関東農政局への報告</u> <u>エ その他農林水産省各局長、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	国土交通省中部 地方整備局 (静岡河川事務所) (富士砂防事務所) (静岡国道事務所) (清水港湾事務所) 国土交通省関東 地方整備局 (甲府河川国道事務所)	管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア (略) イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ～カ (略)	国土交通省中部 地方整備局 (静岡河川事務所) (富士砂防事務所) (静岡国道事務所) (清水港湾事務所) 国土交通省関東 地方整備局 (甲府河川国道事務所)	管轄する河川、 <u>海岸</u> 、道路、港湾について管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア (略) イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、 <u>道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。</u> ウ～カ (略)	記載内容の整理（静岡市内においては蒲原海岸の事業を有しているため）
地震 54			(略)	(略)	

令和7年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧		新		備考
	海上保安庁第三 管区海上保安本 部 (清水海上保安 部)	ア、イ (略) ウ <u>巡視船艇</u> による主要港湾等の被害調 査 エ～ク (略)	海上保安庁第三 管区海上保安本 部 (清水海上保安 部)	ア、イ (略) ウ <u>船艇</u> による主要港湾等の被害調査 エ～ク (略)	法令の改正及び国基 本計画等の修正に伴 うもの（表現の適正 化）
地震 55	(3) 指定公共機関		(3) 指定公共機関		
	(略)	(略)	(略)	(略)	法令の改正及び国基 本計画等の修正に伴 うもの（社名変更に よる修正、サービス 終了に伴う修正）
	西日本電信電話株 式会社 (静岡支店)	ア 防災関係機関の重要通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝 言板 web171 及び災害用伝言板、 <u>災 害用音声お届けサービス</u> の提供	N T T 西日本株式 会社 (静岡支店)	ア 防災関係機関の重要通信の優先確 保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用傳 言板 web171 及び災害用伝言板提 供	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
地震 56	(4) (略)		(4) (略)		
地震 58	第2節 (略)		第2節 (略)		
地震 60	第3節 広報活動 (略)		第3節 広報活動 (略)		
	1 (略)		1 (略)		
	2 実施方法 (略)		2 実施方法 (略)		
	(1)～(5) (略)		(1)～(5) (略)		
	(6) <u>外国人に対する広報</u> 通訳ボランティア及び国際交流協会等の協力を得		(6) <u>日本語の分からない</u> 外国人に対する広報 <u>一般財団法人静岡市国際交流協会及び多言語支援</u>		記載内容の整理

令和7年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
地震 61	<p>て、広報紙等の翻訳を行い、主要な外国語による広報に努める。</p> <p>(7)、(8) (略)</p> <p><b>第4節 緊急輸送活動</b></p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急輸送体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>(1) 陸上輸送</p> <p>ア 輸送路の確保</p> <p>(ア) 道路管理者は、警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>に携わる通訳支援者等の協力を得て、<u>日本語の分からない外国人等に対する</u>広報に努める。</p> <p>(7)、(8) (略)</p> <p><b>第4節 緊急輸送活動</b></p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急輸送体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>(1) 陸上輸送</p> <p>ア 輸送路の確保</p> <p>(ア) 道路管理者は、<u>災害時における応急対策業務に関する協力協定締結事業者</u>、警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	記載内容の整理（協力相手方の追記）
地震 64	<b>第5節 (略)</b>	<b>第5節 (略)</b>	
地震 64	<p><b>第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動</b></p> <p>(略)</p> <p>1 消防活動</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市民の活動</p>	<p><b>第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動</b></p> <p>(略)</p> <p>1 消防活動</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市民の活動</p>	

令和7年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
	<p>ア 火気の遮断</p> <p>使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、都市ガスはメーターガス栓、<u>プロパン</u>ガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止し電気ブレーカーを遮断する。</p> <p>イ (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>ア 火気の遮断</p> <p>使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、都市ガスはメーターガス栓、<u>LP</u>ガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止し電気ブレーカーを遮断する。</p> <p>イ (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	
地震 68	第7、8節 (略)	第7、8節 (略)	
地震 72	第9節 交通の確保対策 (略)	第9節 交通の確保対策 (略)	
地震 72	<p>1 陸上交通の確保</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 知事又は県公安委員会（県警察）による緊急通行車両の確認等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急通行車両の確認事務手続</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 確認の手続の効率化・簡略化を図り、かつ緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、<u>事前に必要事項の届出</u>をすることができる。<u>事前届出</u>及び確認の手続については別に定める。</p> <p>(8) (略)</p>	<p>1 陸上交通の確保</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 知事又は県公安委員会（県警察）による緊急通行車両の確認等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急通行車両の確認事務手続</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 確認の手続の効率化・簡略化を図り、かつ緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両について<u>申出</u>をすることができる。<u>申出</u>及び確認の手続については別に定める。</p> <p>(8) (略)</p>	<p>表現の適正化</p> <p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（県計画の修正に伴う修正（表現</p>

令和7年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
地震 75	<p>2～3 (略)</p> <p><b>第10節 地域への救援活動</b> (略)</p> <p>1～10 (略)</p>	<p>2～3 (略)</p> <p><b>第10節 地域への救援活動</b> (略)</p> <p>1～10 (略)</p>	の適正化))
地震 77	<p>11 要配慮者への配慮 (1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>在宅</u>要配慮者の安否確認及び収容 災害対策本部（健康福祉部及び関係部・班）、区本部、自主防災組織等は互いに協力し、要配慮者の安否確認を行うとともに、被災あるいは自宅に取り残された要配慮者のうち、避難が必要な者を避難所へ収容し、状況に応じて福祉避難所（老人福祉施設及び民間社会福祉施設）等への収容に努める。 福祉避難所においては、福祉ボランティア、災害支援ナース等の協力を得て避難生活の援護を行う。</p>	<p>11 要配慮者への配慮 (1)、(2) (略)</p> <p>(3) 要配慮者の安否確認、収容、<u>在宅福祉サービスの継続的提供等</u> <u>・市は、</u>災害対策本部（健康福祉部及び関係部・班）、区本部、自主防災組織等は互いに協力し、要配慮者の安否確認を行うとともに、被災あるいは自宅に取り残された要配慮者のうち、避難が必要な者を避難所へ収容し、状況に応じて福祉避難所（老人福祉施設及び民間社会福祉施設）等への収容に努める。 <u>なお、</u>福祉避難所においては、福祉ボランティア、災害支援ナース等の協力を得て避難生活の援護を行う。 <u>・市は、被災した要配慮者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、要配慮者本人の意思を尊重して対応する。</u></p>	<p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（災対法改正及び災害救助法（被災者に対する福祉的支援等の充実）に伴う修正）</p> <p>記載内容の整理</p> <p>法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（災対法改正及び災害救助法（被災者に対する福祉的支援等の充実）に伴う修正）</p>

令和7年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
地震 78	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 日本語の分からない外国人等への情報提供 <u>通訳ボランティア等</u>の協力を得て、多言語による相談窓口の設置や電話相談等を行う。</p> <p>(6) (略)</p> <p>12~20 (略)</p>	<p>・県は、必要に応じ、被災地域内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。</p> <p>・県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、DWATを避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 日本語の分からない外国人等への情報提供 <u>一般財団法人静岡市国際交流協会及び多言語支援に携わる通訳支援者等</u>の協力を得て、多言語による相談窓口の設置や電話相談等を行う。</p> <p>(6) (略)</p> <p>12~20 (略)</p>	記載内容の整理
地震 80	第11節～第14節 (略)	第11節～第14節 (略)	
地震 82	第15節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策 (略)	第15節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策 (略)	
地震 83	<p>1、2 (略)</p> <p>3 ガス（静岡ガス株式会社静岡支社・東部支社、一般社団法人静岡県L P協会中部支部）</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4～9 (略)</p>	<p>1、2 (略)</p> <p>3 ガス（静岡ガス株式会社静岡支社・東部支社、一般社団法人静岡県L P <u>ガス</u>協会中部支部）</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4～9 (略)</p>	誤記修正
地震 84	第16節 (略)	第16節 (略)	

令和7年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
地震 87	<b>第6章 復旧・復興計画</b> (略)	<b>第6章 復旧・復興計画</b> (略)	
地震 87	<b>第1節 (略)</b>	<b>第1節 (略)</b>	
地震 88	<b>第2節 防災関係機関の講ずる復旧・復興対策</b> (略) <b>1 指定地方行政機関</b> 総務省東海総合通信局 (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	<b>第2節 防災関係機関の講ずる復旧・復興対策</b> (略) <b>1 指定地方行政機関</b> 総務省東海総合通信局 (略) <u>総務省中部管区行政評価局</u> <u>ア 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>(静岡行政監視行政相談センター)</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開放</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設</u>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（指定地方行政機関の追加 令和7年6月10日付け内閣府告示第97号）
	財務省東海財務局 (静岡財務事務所) (略)	(略)	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（農林水産省震災対応マニュアルを踏ました修正）
	農林水産省関東農政局静岡県拠点 <u>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</u>	農林水産省関東農政局静岡県拠点 <u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</u> <u>ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理</u>	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴

令和7年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧		新		備考
地震 88			<u>局への報告</u> <u>イ 応急用食料・物資にの支援に係る</u> <u>静岡県担当者、内閣府リエゾン及び</u> <u>農林水産本省（食料・物資支援チー</u> <u>ム事務局等）との連絡調整</u> <u>ウ 静岡県の食料・物資支援拠点にお</u> <u>ける応急用食料・物資の到着状況に</u> <u>関する、食料・物資支援チーム事務</u> <u>局及び関東農政局への報告</u> <u>エ その他農林水産本省各局長、関東</u> <u>農政局又は森林管理局が指示する業</u> <u>務</u>		うもの（農林水産省震災対応マニュアルを踏まえた修正）
	(略)	(略)	(略)	(略)	
地震 89	2、3 (略)		2、3 (略)		
地震 92	第3節～第9節 (略)		第3節～第9節 (略)		
地震 102	別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策		別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策		
	(略)		(略)		
地震 102	第1節 組織計画		第1節 組織計画		
	(略)		(略)		
地震 102	1～4 (略)		1～4 (略)		
地震 105	5 防災関係機関の所掌事務	(略)	5 防災関係機関の所掌事務	(略)	

令和7年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧		新	備考
地震 105	(1) 指定地方行政機関		(1) 指定地方行政機関	
	総務省東海総合通信局	(略)	総務省東海総合通信局	(略)
	(新設)	(新設)	<u>総務省中部管区行政評価局</u> <u>(静岡行政監視行政相談センター)</u>	<u>被災者への情報提供及び行政相談等を実施するための準備</u>
	財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	(略)	財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	(略)
	農林水産省関東農政局静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害における関係機関、団体の被災状況の把握	農林水産省関東農政局静岡県拠点	<u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</u> <u>ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u> <u>イ 応急用食料・物資に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u>

令和7年度 静岡市地域防災計画（地震対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧		新	備考
地震 105			<p>ウ <u>静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u></p> <p>エ <u>その他農林水産本省各局長、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u></p>	うもの（農林水産省震災対応マニュアルを踏まえた修正）
	(略)	(略)	(略)	
地震 106	(2)～(4) (略)		(2)～(4) (略)	
	第2節～第5節 (略)		第2節～第5節 (略)	
地震 116	<p><b>第6節 自衛隊の支援</b></p> <p>(略)</p> <p>1 県に対する要請の要求 市長は知事に対し、次の事項を示して自衛隊の派遣要請の要求を行う。</p> <p>(1) <u>派遣を希望する理由</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第7節～第14節 (略)</p>		<p><b>第6節 自衛隊の支援</b></p> <p>(略)</p> <p>1 県に対する要請の要求 市長は知事に対し、次の事項を示して自衛隊の派遣要請の要求を行う。</p> <p>(1) <u>災害の情況及び派遣を要請する事由</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第7節～第14節 (略)</p>	記載内容の整理

現行頁	旧	新	備考
	<p>静岡市地域防災計画 (令和<u>7</u>年1月修正) 津波対策編</p>	<p>静岡市地域防災計画 (令和<u>8</u>年1月修正) 津波対策編 <u>【修正案】</u></p>	

令和7年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考																				
津波 1	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>																					
津波 1	<b>第1、2節 (略)</b>	<b>第1、2節 (略)</b>																					
津波 3	<p><b>第3節 予想される災害</b></p> <p>1 過去の津波災害 (略)</p> <p><b>表 1-1 過去の津波の状況(静岡県地域防災計画より抜粋)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 震 名</th><th>発生年月日</th><th>津波の状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>カムチャ</u> <u>ツカ</u>半島</td><td>昭和27年11 月 5 日</td><td>清水港において数回津波が来襲したが、被害はなかった。</td></tr> <tr> <td>沖地震</td><td>02 時 01 分</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>チリ沖地 震</td><td>昭和 35 年 5 月 23 日 04 時 11 分</td><td>大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、静岡<u>県下</u>では地震を感じてから 22 時間位して津波が襲來した。清水では 217 cm の津波を観測し、流木や養殖真珠の損害が発生した。</td></tr> <tr> <td>チリ中部 沿岸で發 生した地 震</td><td>平成 22 年 2 月 27 日 15 時 34 分 頃</td><td>M<u>8.6</u> の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し静岡県では地震発生から 23 時間位して津波が襲來した。清水では 21 cm の津波が観測された。</td></tr> </tbody> </table>	地 震 名	発生年月日	津波の状況	(略)	(略)	(略)	<u>カムチャ</u> <u>ツカ</u> 半島	昭和27年11 月 5 日	清水港において数回津波が来襲したが、被害はなかった。	沖地震	02 時 01 分		(略)	(略)	(略)	チリ沖地 震	昭和 35 年 5 月 23 日 04 時 11 分	大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、静岡 <u>県下</u> では地震を感じてから 22 時間位して津波が襲來した。清水では 217 cm の津波を観測し、流木や養殖真珠の損害が発生した。	チリ中部 沿岸で發 生した地 震	平成 22 年 2 月 27 日 15 時 34 分 頃	M <u>8.6</u> の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し静岡県では地震発生から 23 時間位して津波が襲來した。清水では 21 cm の津波が観測された。	
地 震 名	発生年月日	津波の状況																					
(略)	(略)	(略)																					
<u>カムチャ</u> <u>ツカ</u> 半島	昭和27年11 月 5 日	清水港において数回津波が来襲したが、被害はなかった。																					
沖地震	02 時 01 分																						
(略)	(略)	(略)																					
チリ沖地 震	昭和 35 年 5 月 23 日 04 時 11 分	大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、静岡 <u>県下</u> では地震を感じてから 22 時間位して津波が襲來した。清水では 217 cm の津波を観測し、流木や養殖真珠の損害が発生した。																					
チリ中部 沿岸で發 生した地 震	平成 22 年 2 月 27 日 15 時 34 分 頃	M <u>8.6</u> の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し静岡県では地震発生から 23 時間位して津波が襲來した。清水では 21 cm の津波が観測された。																					
	<b>第3節 予想される災害</b>	<b>第3節 予想される災害</b>																					
	1 過去の津波災害 (略)	1 過去の津波災害 (略)																					
	<b>表 1-1 過去の津波の状況(静岡県地域防災計画より抜粋)</b>	<b>表 1-1 過去の津波の状況(静岡県地域防災計画より抜粋)</b>																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地 震 名</th><th>発生年月日</th><th>津波の状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>カムチャ</u> <u>ツカ</u>半島</td><td>昭和27年11 月 5 日</td><td>清水港において数回津波が来襲したが、被害はなかった。</td></tr> <tr> <td>沖地震</td><td>02 時 01 分</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>チリ沖地 震</td><td>昭和 35 年 5 月 23 日 04 時 11 分</td><td>大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、静岡<u>県内</u>では地震を感じてから 22 時間位して津波が襲來した。清水では 217 cm の津波を観測し、流木や養殖真珠の損害が発生した。</td></tr> <tr> <td>チリ中部 沿岸で發 生した地 震</td><td>平成 22 年 2 月 27 日 15 時 34 分 頃</td><td>M<u>8.8</u> の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し静岡県では地震発生から 23 時間位して津波が襲來した。清水では 21 cm の津波が観測された。</td></tr> </tbody> </table>	地 震 名	発生年月日	津波の状況	(略)	(略)	(略)	<u>カムチャ</u> <u>ツカ</u> 半島	昭和27年11 月 5 日	清水港において数回津波が来襲したが、被害はなかった。	沖地震	02 時 01 分		(略)	(略)	(略)	チリ沖地 震	昭和 35 年 5 月 23 日 04 時 11 分	大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、静岡 <u>県内</u> では地震を感じてから 22 時間位して津波が襲來した。清水では 217 cm の津波を観測し、流木や養殖真珠の損害が発生した。	チリ中部 沿岸で發 生した地 震	平成 22 年 2 月 27 日 15 時 34 分 頃	M <u>8.8</u> の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し静岡県では地震発生から 23 時間位して津波が襲來した。清水では 21 cm の津波が観測された。	表現の適正化  法令の改正及び国基 本計画等の修正に伴 うもの（県計画の修 正に伴う修正）
地 震 名	発生年月日	津波の状況																					
(略)	(略)	(略)																					
<u>カムチャ</u> <u>ツカ</u> 半島	昭和27年11 月 5 日	清水港において数回津波が来襲したが、被害はなかった。																					
沖地震	02 時 01 分																						
(略)	(略)	(略)																					
チリ沖地 震	昭和 35 年 5 月 23 日 04 時 11 分	大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、静岡 <u>県内</u> では地震を感じてから 22 時間位して津波が襲來した。清水では 217 cm の津波を観測し、流木や養殖真珠の損害が発生した。																					
チリ中部 沿岸で發 生した地 震	平成 22 年 2 月 27 日 15 時 34 分 頃	M <u>8.8</u> の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し静岡県では地震発生から 23 時間位して津波が襲來した。清水では 21 cm の津波が観測された。																					
			誤記修正																				

令和7年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧			新			備考
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
津波 6	(略) 2～4 (略) 第4節 (略)			(略) 2～4 (略) 第4節 (略)			
津波 7	第5節 防災関係機関の処理すべき事務 1～4 (略)			第5節 防災関係機関の処理すべき事務 1～4 (略)			
津波 8	5 指定地方行政機関 総務省 東海総合通信局 (略)  <u>(新設)</u> (新設)			5 指定地方行政機関 総務省 東海総合通信局 (略)  <u>総務省中部管</u> <u>区行政評価局</u> <u>(静岡行政監</u> <u>視行政相談セ</u> <u>ンター)</u> <u>ア 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開放</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設</u>			法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（指定地方行政機関の追加 令和7年6月10日付け内閣府告示第97号）
	財務省 東海財務局 (静岡財務事務所) (略)	財務省 東海財務局 (静岡財務事務所) (略)			農林水産省 関東農政局 (静岡県拠点) <u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室</u> <u>及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の</u> <u>指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）</u> <u>を派遣し、以下の業務を実施する。</u> <u>ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設</u> <u>及び森林・林業施設等の被害状況や応急</u>		
	農林水産省 関東農政局 (静岡県拠点) <u>食料需給に関する情報収集及び災害時に</u> <u>おける関係機関、団体の被災状況の把握</u>						

令和7年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧		新	備考
津波 8			<p><u>対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u></p> <p><u>イ 応急用食料・物資に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u></p> <p><u>ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u></p> <p><u>エ その他農林水産本省各局長、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u></p>	
	(略)	(略)	(略)	(略)
国土交通省 中部地方整備局 (静岡河川事務所) (富士砂防事務所) (静岡国道事務所) (清水港湾事務所) 国土交通省 関東地方整備局	(略) ア (略) イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、 <u>情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）</u> 等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓	(略) ア (略) イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、 <u>道路管理者等で構成する協議会で策定し</u>	記載内容の整理（緊急災害対策派遣隊に情報連絡員が含まれるため）	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴

令和7年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧		新	備考
	(甲府河川国道事務所)	開を実施する。 ウ (略)	(甲府河川国道事務所) <u>た道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。</u> ウ (略)	うもの（道路啓開の策定主体を記載（道路法第二十二条））
	(略)	(略)	(略)	
津波 10	6～8 (略)		6～8 (略)	
津波 15	<b>第2章 平常時対策</b> (略)		<b>第2章 平時対策</b> (略)	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正（表現の適正化）
津波 15	<b>第1～4節 (略)</b>		<b>第1～4節 (略)</b>	
津波 16	<u>(新設)</u>		<u>第5節 津波災害予防対策の推進</u>  <u>・市及び県は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定する。</u> <u>・市及び県は、津波災害対策の検討において、最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策及び比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備を進める。</u> <u>・市及び県は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するための対策等平時の予防対策を定めるものとする。</u>  <u>1 避難誘導体制の確保</u> <u>(1) 市長の避難計画の策定</u> <u>市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の</u>	記載内容の整理（県計画の記載内容を追記）

令和7年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
津波 16		<p><u>策定に努めるものとする。</u></p> <p><u>◇資料編8－7：静岡市津波避難計画</u></p> <p><u>(2) 平時に実施する災害予防措置</u></p> <p><u>ア 避難誘導体制整備</u></p> <p><u>(ア) 市長は、要避難地区の住民に対し、危害の</u>  <u>様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難</u>  <u>地、避難路、避難施設等避難に関する留意す</u>  <u>べき事項を周知するとともに、高齢者、障害</u>  <u>のある人等の要配慮者を適切に避難誘導する</u>  <u>ため、地域住民、自主防災組織等の協力を得</u>  <u>ながら、平時からこれらの者に係る避難誘導</u>  <u>体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 市、県等は、防災対応や避難誘導に当たる</u>  <u>者の危険を回避するため、津波到達時間内で</u>  <u>の防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定</u>  <u>めるものとする。また、特に市等が、消防機</u>  <u>関及び水防団による津波からの円滑な避難の</u>  <u>確保等のために実施すべき事項は、以下のと</u>  <u>おりとする。</u></p> <p><u>a 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達</u></p> <p><u>b 津波からの避難誘導</u></p> <p><u>c 自主防災組織等の津波避難計画作成等に對</u>  <u>する支援</u></p> <p><u>d 津波到達予想時間等を考慮した退避ルール</u>  <u>の確立等</u></p> <p><u>(ウ) 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体</u></p>	記載内容の整理（県 計画の記載内容を追 記）

令和7年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考						
津波 16		<p><u>制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発表することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発表対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発表基準を設定するものとする。</u></p> <p><u>イ 要避難地区における予防措置</u> 要避難地区については次の予防措置を講ずる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難方法等の周知</u></td><td><u>市長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。</u></td></tr> <tr> <td><u>避難対策</u></td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>市長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導体制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。</u></li> <li><u>市長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。</u></li> <li><u>市及び県は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整</u></li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	区分	内容	<u>避難方法等の周知</u>	<u>市長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。</u>	<u>避難対策</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>市長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導体制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。</u></li> <li><u>市長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。</u></li> <li><u>市及び県は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整</u></li> </ul>	記載内容の整理（県計画の記載内容を追記）
区分	内容								
<u>避難方法等の周知</u>	<u>市長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。</u>								
<u>避難対策</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>市長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導体制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。</u></li> <li><u>市長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。</u></li> <li><u>市及び県は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整</u></li> </ul>								

令和7年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
津波 16		<p><u>備に努める。</u></p> <p><u>・市長は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。</u></p> <p><u>・当該地域の住民に対して、立っていられないほどの強い地震が起こった場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。</u></p> <p><u>水門、陸閘</u></p> <p><u>水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するとともに、陸閘の常時閉鎖を推進する。</u></p>	記載内容の整理（県計画の記載内容を追記）

令和7年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
津波 16		<p>設の整備、民間施設の活用など、リスク軽減対策を講じながら、津波に強いまちの形成を図るものとする。</p> <p>(3) 市及び県は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の作成に当たり、津波防災の観点を踏まえ、検討段階から共同で取り組むなど、計画相互の有機的な連携を図るものとする。</p> <p>(4) 市及び県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域や建築基準法に基づく災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(5) 市及び県は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。</p> <p>(6) 市及び県は、行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。</p> <p>(7) 市及び県は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。</p>	記載内容の整理（県計画の記載内容を追記）

令和7年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考								
津波 16		<p><u>(8) 市及び県は、石油コンビナート等の危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進</u></td><td><u>・市は、市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></td></tr> <tr> <td><u>適切な避難行動の周知徹底</u></td><td><u>市民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的に実施する。</u></td></tr> <tr> <td><u>市民への伝達手段の多重化・多様化</u></td><td><u>・津波警報等の情報が、市民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。</u></td></tr> </tbody> </table>	区分	内容	<u>津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進</u>	<u>・市は、市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</u>	<u>適切な避難行動の周知徹底</u>	<u>市民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的に実施する。</u>	<u>市民への伝達手段の多重化・多様化</u>	<u>・津波警報等の情報が、市民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。</u>	記載内容の整理（県計画の記載内容を追記）
区分	内容										
<u>津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進</u>	<u>・市は、市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</u>										
<u>適切な避難行動の周知徹底</u>	<u>市民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的に実施する。</u>										
<u>市民への伝達手段の多重化・多様化</u>	<u>・津波警報等の情報が、市民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。</u>										

令和7年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
津波 16		<p><u>化</u></p> <p><u>津波災害警戒区域の指定に伴う実施事項</u></p> <p>・市及び県は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。</p> <p>(1) 市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を市地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>ア 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項</p> <p>イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>エ 警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの（以下「避難促進施設」という）がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>オ ア～エに掲げるもののほか、警戒区域</p>	記載内容の整理（県計画の記載内容を追記）

令和7年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
津波 16		<p><u>における津波による人的災害を防止する ために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p><u>(2) 市防災会議は、市地域防災計画において 前項エに掲げる事項を定めるときは、施設 の利用者の津波の発生時における円滑かつ 迅速な避難の確保が図られるよう、人的被 害を生ずるおそれがある津波に関する情 報、予報及び警報の伝達に関する事項を定 めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 市防災会議は、津波防災地域づくりに關 する法律に基づき指定避難施設が指定され たときは、(1)イの避難施設に関する事項 として、地域防災計画において定めるもの とする。併せて、当該指定避難施設の管理 者に対する人的災害を生ずるおそれがある 津波に関する情報、予報及び警報の伝達方 法を(1)アに掲げる事項として定めるもの とする。</u></p> <p><u>(4) 市防災会議は、市が指定避難施設の避難 用部分を自ら管理すると認め、施設所有者 等との間において管理協定を締結したとき は、当該管理協定に係る協定避難施設に關 する事項を(1)イの避難施設に関する事項 として定めるものとする。</u></p> <p><u>【避難促進施設における避難確保計画の策定】</u></p> <p><u>(1) 避難促進施設の所有者及び管理者は、以</u></p>	記載内容の整理（県 計画の記載内容を追 記）

現行頁	旧	新	備考
津波 16		<p>下に掲げる事項について定めた避難確保計画を作成し、これを市町長に報告するものとする。</p> <p>ア 津波発生時における避難促進施設の防災体制</p> <p>イ 津波発生時における避難促進施設利用者の避難の誘導</p> <p>ウ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施</p> <p>エ 避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項</p> <p>(2) 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。</p> <p><u>3 津波避難施設等の整備</u></p> <p>(1) 市及び県は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒步による避難を原則として、地域の実情をふまえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。</p> <p>(2) 県は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するため、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」に基づき下記の施設整備等を実施す</p>	記載内容の整理（県計画の記載内容を追記）

令和7年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考				
津波 16		<p>る。</p> <p>(3) 県は、津波により海岸保全施設が被災した場合でも、その復旧が迅速に行うことができるようならかじめ対策をとるとともに、効果を十分發揮するよう維持管理するものとする。</p> <p>(4) 市及び県は、避難地(屋内施設含む)・津波避難施設の整備にあたり、できるだけ津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 市及び県は、避難路・避難階段の整備に当たってはその周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。</p> <p>(6) 避難地(屋内施設含む)・津波避難施設を津波による浸水の恐れがある場所に整備する場合は、想定浸水深を十分考慮した高さに避難者を受け入れる部分が配置され、かつ、その部分までの避難上有効な階段その他の経路を備えた施設等を整備するものとする。</p> <p>(7) 市及び県は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、要避難地区等における水道管の破損を防止する措置(耐震性を備えた管路及び配水池緊急遮断弁の整備等)に努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1033 1286 1796 1397"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波を防</td><td>レベル1の津波を対象に、施設高の高さが不足</td></tr> </tbody> </table>	区分	内容	津波を防	レベル1の津波を対象に、施設高の高さが不足	記載内容の整理（県計画の記載内容を追記）
区分	内容						
津波を防	レベル1の津波を対象に、施設高の高さが不足						

令和7年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
津波 16		<p><u>ぐ施設高の確保</u></p> <p><u>施設の質的強化</u></p> <p><u>「静岡モデル」防潮堤の整備</u></p> <p><u>安全な避難空間の</u></p> <p>している箇所については、津波を防御できる高さまで嵩上げを行う対策を進めていく。</p> <p>津波を防ぐ施設に関して、耐震性を確保（液状化対策等）し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造（耐浪性があり、洗屈されにくい構造）への改良を行う。</p> <p>管理施設については、定期的に点検を行うものとする。</p> <p>また、樋管等の閉門の自動化を推進するものとする。</p> <p>県は、津波を防ぐ施設について、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」防潮堤の整備を推進する。整備に当たっては、潜在自然植生、先人の知恵、地域の人々という地域の場の力を活かして行う「ふじのくに森の防潮堤づくり」と連携して推進し、多重防衛による津波被害の軽減を図る。</p> <p>レベル2の津波に対しても津波到達時間内に安全に避難できるよう津波避難ビルの指定、津</p>	記載内容の整理（県計画の記載内容を追記）

令和7年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧		新	備考
津波 16			<u>確保</u> <u>波避難タワーや命山の設置、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。</u>	記載内容の整理（県計画の記載内容を追記）
津波 17	<b>第3章 災害応急対策</b>	(略)	<b>第3章 災害応急対策</b>	
津波 17	<b>第1節 防災関係機関の活動</b>	1～2 (略)	<b>第1節 防災関係機関の活動</b>	
	3 防災関係機関	3 防災関係機関		
	(略)	(略)		
津波 18	(1) 指定地方行政機関		(1) 指定地方行政機関	
	総務省東海総合通信局	(略)	総務省東海総合通信局	(略)
	(新設)	(新設)	<u>総務省中部管</u> <u>区行政評価局</u> <u>(静岡行政監視</u> <u>行政相談センタ</u> <u>ー)</u>	法令の改正及び国基 本計画等の修正に伴 うもの（指定地方行 政機関の追加 令和 7年6月10日付け内 閣府告示第97号）
	財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	(略)	財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	(略)
	農林水産省関東農政局静岡県拠点	<u>食料需給に関する情報収集及び災害時に</u> <u>おける関係機関、団体の被災状況の把握</u>	農林水産省関東農政局静岡県拠点	<u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整</u> <u>室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局</u> <u>の指示により静岡県に連絡要員（リエゾ</u>

令和7年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
津波 18		<p>ン) を派遣し、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</p> <p>イ 応急用食料・物資にの支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</p> <p>ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</p> <p>エ その他農林水産省各局長、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</p>	震災対応マニュアルを踏まえた修正)
国土交通省中部地方整備局 (静岡河川事務所) (富士砂防事務所) (静岡国道事務所) (清水港湾事務所)	<p>管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等からの指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生</p>	<p>管轄する河川、海岸、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等からの指示により緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期</p>	<p>記載内容の整理（静岡市内においては蒲原海岸の事業を有しているため）</p> <p>記載内容の整理（緊急災害対策派遣隊に情報連絡員が含まれるため）</p>

令和7年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧		新		備考
津波 18	国土交通省関東地方整備局 (甲府河川国道事務所)	及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。  ウ～オ (略)	国土交通省関東地方整備局 (甲府河川国道事務所)	復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、 <u>道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき</u> 、道路啓開を実施する。  ウ～オ (略)	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（道路啓開の策定主体を記載（道路法第二十二条））
	(略)	(略)	(略)	(略)	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（表現の適正化）
津波 19	海上保安庁第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	ア、イ (略) ウ <u>巡視船艇</u> による主要港湾等の被害調査 エ～キ (略)	海上保安庁第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	ア、イ (略) ウ <u>船艇</u> による主要港湾等の被害調査 エ～キ (略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
津波 20	(2) 指定公共機関		(2) 指定公共機関		法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（社名変更による修正）
	(略)	(略)	(略)	(略)	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（サービス終了に伴う修正）
	西日本電信電話株式会社 (静岡支店)	ア 防災関係機関の重要通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web171及び災害用伝言板、 <u>災害用音声お届けサービス</u> の提供	N T T 西日本株式会社 (静岡支店)	ア 防災関係機関の重要通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web171及び災害用伝言板の提供	
	株式会社 N T T ドコモ東海支社 (静岡支店)	(略)	(略)	(略)	

令和7年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考												
津波 21	(3) (略)	(3) (略)													
津波 23	<b>第2～4節 (略)</b>	<b>第2～4節 (略)</b>													
津波 30	<b>第5節 避難活動</b> (略) 1 避難対策 (1)～(4) (略) (5) 津波からの避難対策 (略) ア 市が実施する自衛措置 <b>表 3-7 市が実施する自衛措置</b>	<b>第5節 避難活動</b> (略) 1 避難対策 (1)～(4) (略) (5) 津波からの避難対策 (略) ア 市が実施する自衛措置 <b>表 3-7 市が実施する自衛措置</b>													
津波 32	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>遠地津波が発生した場合</td> <td>           • 気象庁から発表される津波到達予想<b>時間</b>            予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。         </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	遠地津波が発生した場合	• 気象庁から発表される津波到達予想 <b>時間</b> 予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>遠地津波が発生した場合</td> <td>           • 気象庁から発表される津波到達予想<b>時刻</b>            予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。         </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	遠地津波が発生した場合	• 気象庁から発表される津波到達予想 <b>時刻</b> 予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。	表現の適正化  市の取組を反映したもの（津波警報等発表時における避難区域見直しに関する修正）
区分	内容														
(略)	(略)														
遠地津波が発生した場合	• 気象庁から発表される津波到達予想 <b>時間</b> 予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。														
区分	内容														
(略)	(略)														
遠地津波が発生した場合	• 気象庁から発表される津波到達予想 <b>時刻</b> 予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。														
津波 33	イ (略) 2、3 (略) <u>(新設)</u>	<u>なお、避難指示発表後、新たな地震・津波に関する情報や、津波防護施設の健全性等を確認し、必要に応じて避難指示の区域を見直す。</u> イ (略) 2、3 (略) <u>4 避難所の設置及び避難生活</u> <u>(▼地震対策編 第5章 第7節「避難</u>	記載内容の整理（県地域防災計画の記載内容を追記）												

令和7年度 静岡市地域防災計画（津波対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
津波 33	第6～8節 (略)	第6～8節 (略)	

現行頁	旧	新	備考
	<p>静岡市地域防災計画 (令和<u>7</u>年1月修正) 火山対策編</p>	<p>静岡市地域防災計画 (令和<u>8</u>年1月修正) 火山対策編 <u>【修正案】</u></p>	

令和7年度 静岡市地域防災計画（火山対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧			新	備考																												
火山1	<b>第1章 総則</b>			<b>第1章 総則</b>																													
	(略)			(略)																													
火山1	<b>第1～3節 (略)</b>			<b>第1～3節 (略)</b>																													
火山8	<b>第4節 避難計画</b>			<b>第4節 避難計画</b>																													
火山8	1 噴火現象の影響想定範囲と避難対象エリア (略) ※ 融雪型火山泥流の到達範囲は富士川 <u>内で</u> 市街には到達しない。 影響想定範囲と避難対象エリア（本市に該当する避難対象エリアを太枠）			1 噴火現象の影響想定範囲と避難対象エリア (略) ※ 融雪型火山泥流の到達範囲は富士川 <u>の堤外までとされ、</u> 市街 <u>地側</u> には到達しない。 影響想定範囲と避難対象エリア（本市に該当する避難対象エリアを太枠）	表現の適正化																												
火山8	<table border="1"> <thead> <tr> <th>噴火現象</th> <th>避難対象</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">融雪型火山泥流</td> <td>影響想定範囲</td> <td>可能性マップの示す範囲 (融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。)</td> </tr> <tr> <td>避難対象エリア</td> <td>融雪型火山泥流ドリルマップ (危険度区分)における事前の避難が必要な区域※1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			噴火現象	避難対象	説明	(略)	(略)	(略)	融雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 (融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。)	避難対象エリア	融雪型火山泥流ドリルマップ (危険度区分)における事前の避難が必要な区域※1	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>噴火現象</th> <th>避難対象</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">融雪型火山泥流</td> <td>影響想定範囲</td> <td>可能性マップの示す範囲 (融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。)</td> </tr> <tr> <td>避難対象エリア</td> <td>融雪型火山泥流ドリルマップ (危険度区分)における事前の避難が必要な区域</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	噴火現象	避難対象	説明	(略)	(略)	(略)	融雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 (融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。)	避難対象エリア	融雪型火山泥流ドリルマップ (危険度区分)における事前の避難が必要な区域	(略)	(略)	(略)	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（県計画の修正（誤記載の修正））
噴火現象	避難対象	説明																															
(略)	(略)	(略)																															
融雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 (融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。)																															
	避難対象エリア	融雪型火山泥流ドリルマップ (危険度区分)における事前の避難が必要な区域※1																															
(略)	(略)	(略)																															
噴火現象	避難対象	説明																															
(略)	(略)	(略)																															
融雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 (融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。)																															
	避難対象エリア	融雪型火山泥流ドリルマップ (危険度区分)における事前の避難が必要な区域																															
(略)	(略)	(略)																															
	2 (略)			2 (略)																													

令和7年度 静岡市地域防災計画（火山対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
火山 13	<b>第2章 災害予防計画（平常時対策）</b> (略)	<b>第2章 災害予防計画（平時対策）</b> (略)	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（表現の適正化）
火山 13	第1～7節 (略)	第1～7節 (略)	
火山 20	<b>第3章 災害応急対策</b> (略)	<b>第3章 災害応急対策</b> (略)	
火山 20	第1節 (略)	第1節 (略)	
火山 20	<b>第2節 避難指示等</b> 1～6 (略)	<b>第2節 避難指示等</b> 1～6 (略)	
火山 23	7 広域避難 (1)～(2) (略)	7 広域避難 (1)～(2) (略)	
火山 24	(3) 広域避難先の枠組み ア～イ (略) ウ その他 (ア) (略) (イ) バス協会との協定に基づく災害時の対応 県は、県バス協会との協定に基づき、発災時に避難実施市町において避難に必要な車両台数を確保できない場合に、協会への協力要請と運用調整を行う。 ※ 3県協定…「富士山火山防災対策に関する協定」(H21.10.29 締結) 3県が連携して「避難施設の調整や避難者の	(3) 広域避難先の枠組み ア～イ (略) ウ その他 (ア) (略) (イ) バス協会との協定に基づく災害時の対応 県は、県バス協会との協定に基づき、発災時に避難実施市町において避難に必要な車両台数を確保できない場合に、協会への協力要請と運用調整を行う。 ※ 3県協定…「富士山火山防災対策に関する協定」(H21.10.29 締結) 3県が連携して「避難施設の確保及び避難者の	法令の改正及び国基本計画等の修正に伴うもの（表現の適正化）

令和7年度 静岡市地域防災計画（火山対策編）修正案 新旧対照表

現行頁	旧	新	備考
	輸送等に関すること」に取り組むと規定 (4)～(6)（略）	の輸送等に関すること」に取り組むと規定 (4)～(6)（略）	
火山 27	第3～9節（略）	第3～9節（略）	
火山 31	<b>第4章 災害復旧計画</b>	<b>第4章 災害復旧計画</b>	
火山 31	第1節（略）	第1節（略）	

## 全編に共通する文章表現等に関する修正

旧	新	備考
<u>平常時</u>	<u>平時</u>	防災基本計画・県計画の修正に伴う修正（表現の適正化）
<u>あり方</u>	<u>在り方</u>	
<u>講じる</u>	<u>講ずる</u>	防災基本計画の修正に伴う修正（表現の適正化）
(気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の) <u>発令</u>	(気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の) <u>発表</u>	表現の適正化
(避難指示の) <u>発令</u>	(避難指示の) <u>発表</u>	
<u>西日本電信電話株式会社</u>	<u>N T T西日本株式会社</u>	県計画の修正に伴う修正（社名変更による修正）
<u>株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず</u>	<u>株式会社エフエムしみず静岡</u>	

## その他の修正

- ・資料の追加等による資料番号及び資料名の修正
- ・表の追加等による表番号及び表名の修正
- ・組織機構改編等に伴う所管局等の修正
- ・文末表現「ものとする」を削除（ただし、市が実施主体となる箇所のみに限定）。※令和7年1月修正時において修正漏れがあった箇所の対応